

不確定原稿

○出席委員（5名）

蔵野恵美子 君 山崎たかし 君 大野あつ子 君
三島杉子 君 下田ひろき 君

○欠席委員（1名）

さこうもみ 君

○出席説明員

小美濃市長 一ノ関副市長 吉原教育長
齋藤子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当部長 真柳教育部長
牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事

○出席事務局職員

菅原事務局長 村瀬事務局次長

○事 件

- (1) 議案第62号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第64号 武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第72号 北町調理場調理室空調設備設置工事請負契約
- (5) 議案第79号 コンテナイン消毒保管機の買入れについて
- (6) 議案第75号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第3回）
 - 第1表 歳入歳出予算補正中
 - 歳出
 - 第2款 総務費中
 - 第1項 総務管理費中
 - 第14目 児童対策費
 - 第3款 民生費中
 - 第2項 児童福祉費（人件費を除く。）
 - 第10款 教育費
- (7) 調査事項（行政報告）について

不確定原稿

○午前１０時００分 開 会

【蔵野委員長】 ただいまより文教委員会を開会いたします。

初めに、さこう委員より、本日の委員会を一身上の都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御報告をいたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【蔵野委員長】 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

日程第１、議案第62号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第２、議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第３、議案第64号 武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上３議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【三島委員】 では、幾つか質問をお願いいたします。

まず、議案第62号についてです。武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてなのですが、６ページ、第２条の（６）の２について伺います。議案説明では、武蔵野市には現在対応する施設がないとのことでしたが、今後についてはどのように考えているか、伺います。また、満３歳以上限定小規模保育事業の創設ということで、現在は対応する施設はないということですが、事業所が開設となる場合に、認可保育園、認証保育園、設備の基準や、満３歳児以上ということで保育士の配置基準等で異なる点を伺います。

【庄司子ども育成課長】 それでは、ただいま御質問いただきました点にお答えいたします。

まず、満３歳以上の施設の武蔵野市での開設については、現在としては予定はありません。また、今現在そういった施設が市内にあるということもございません。

また、満３歳以上の事業所を開設するに当たって、事業者の方がもし開設されたいといった場合にどういったような認可保育所ですとか認証保育所との違いがあるかというところですが、基本的に、今回の満３歳以上の限定の小規模保育施設については、小規模保育施設の類型でいいですとＡ型に属するものとなります。Ａ型につきましては、基本的には職員の配置基準は認可保育所に準じるという形になっておりまして、それにプラスアルファ、１名プラスという形になっております。これは施設の規模も小さいことでもありますので、それに応じたプラス１名という形かなと思っております。面積の基準についても認可保育所に準じるという形になっておりますので、この辺りは、認証保育所は都の事業になりますので、認可保育所とは全く異なるところになりますので、そうした部分においてはどちらかというと認可保育所に近いというような施設が今回の満３歳以上小規模限定保育についてはそのような形かなというふうに認識しております。

【三島委員】 ありがとうございます。では、認可保育園に近いというか、同じ基準でできるということ伺いました。今、Ａ型ということだけ考えているということで、Ｂ型、Ｃ型は入らないというこ

不確定原稿

とで一応確認をさせていただきます。

もうちょっと行きます。満3歳児以上の保育について、待機児童の状況をどのように認識していられるかを伺います。2003年度以前の基準で見たときにどのような状況だと認識されているか、そこについても伺いたいと思います。

【庄司子ども育成課長】 まずは類型別の中での満3歳以上の施設についてですけれども、こちらは国の定めによりまして、満3歳以上の限定の施設を造る場合にはA型であることというところの決めがございますので、B型、C型というところについては、制度上、除外されているという形になっております。

また、現在の満3歳以上——3歳児クラス以上といった形のほうが正しいかもしれませんが——の待機児童の状況といたしましては、市内においては、待機児については今現在ゼロ名という形になっておりますけれども、3歳以上につきましては、こちらはホームページでも公開しておりますけれども、入所申込み状況の公開の中では3歳以上のクラスについては空きが多くございますので、現状としては施設の供給面においては若干余裕がある状況かなというふうに認識しているところでございます。

【三島委員】 今、空きがあるという認識を伺ったのですけれども、2003年度以前の基準で考えてみたときにもそこはそういう状況だという判断をされているということか、一応もう一回そこを確認させていただきたいのと、先に行きます。3歳児以上が今、空きがあるということだといたしますと、3歳、4歳、5歳のお子さんの保育園、幼稚園も含めて空きがあるような状況なのかなと思いますが、もう一回そこはちょっと伺いたいと思います。その中で、満3歳児以上の小規模保育事業A型を市内で開設していく必要があるのかと考えますけど、その見解を伺いたいのと、また、その見解とも関わるかと思うのですけれども、市内の保育所の数の調整、幼稚園のことも含めて考えて、どういう形の保育所を造っていくのかについては市としてどのように進めていくのか、伺います。

【庄司子ども育成課長】 2003年ということで、待機児対策が打ち出された年のことと比較してかなというふうに理解をしてお答えいたしますと、確かにその当時については待機児童については市内でも一定数あったような状況かなというふうに思っておりますが、現在の状況におきましては3歳以上の待機児というのはいないというような形で、お答えとして合っているか、ちょっと分かりませんが。

あと、幼稚園も含めて、施設の整備についてどのようにというところですが、現在、幼稚園についても3歳以上の枠については空いているような状況にありまして、こちらは保育園も幼稚園も空き枠としては、受皿としては十分な数があるというふうに言えるのではないかなと思っています。

また、A型の3歳以上の小規模保育についての今後の市内での整備についての考え方ですけれども、施設を開設するに当たっては、やはり子どもプランの中での授業料に対する位置づけが必要かなというふうに認識しておるところでございますので、まずは市としての計画の決定、もしくは授業料の見立ての中において、こういった施設を造る必要があるというような判断になりましたら、改めて事業者を選定するのですとか、必要な数は施設としては幾つだとか、その辺りを具体的に検討しようかなというふうに思っております。

【三島委員】 ありがとうございます。ちょっと2003年度以前の私の聞き方が下手なのかなとも思うのですが、保留児、何といいましたか、待機児だけではない計算の仕方があったと思ひまして、そこか

不確定原稿

ら見ても大丈夫なのかなということをちょっと確認したかったです。お答えいただければと思います。

3歳児以上の小規模保育事業A型は、これからいろいろお子さんの状況も数の状況なども必要性なども見て、子どもプランなどできちんと位置づけをしてということで、申請があったら、では造りますよとすぐ受けていくものではないということを知り、そこは少し安心をいたしました。となった場合に、この条例で今回改正をするところにこれを入れてきた。今、武蔵野市では必要ではないというところなのですけれども、ここを入れてきた。しばらくの間も必要がないということなのかなと思いますし、子どもプランでの位置づけも必要だということで、この条例改正のところに持ってきたお考えを伺いたいと思います。

【庄司子ども育成課長】 先ほどの回答については大変失礼いたしました。待機児童に関する、いわゆる新定義と旧定義の部分での位置づけのお話かというふうに理解をいたしました。旧定義上につきましては、確かに認可保育所に入所できなかった児童が例えば他の施設をあっせんするのですとか除外の規定が幾つかございまして、この辺りは国も今、より丁寧にということで見直しを図ろうというふうな形になっておりますけれども、旧定義の中におきましても、現状、3歳児以上につきましては、枠としてはあるのですけれども、申込みをされる方もいらっしゃるという形になって、待機している方がいらっしゃるという形になって、空いているというような状況になりますので、旧定義上の考え方を採用いたしても、その点については数としては充足しているかなというふうに思っております。

また、今回、武蔵野市内においてこういった施設がないにもかかわらず条例改正がなぜ必要かというところですが、まず、法令に従った、条例を改正するという対応については、いずれのものについてもやはり適したタイミングで適切に必要なかなというふうに思っております。また、実務上におきましては、武蔵野市内にはこういった施設はございませんが、例えば近隣他市において満3歳以上限定の小規模保育事業があった際に、武蔵野市民である方が他市のそういった施設に通うということも技術的には可能になっておりますので、そういった意味からしましても、武蔵野市民の方が通われる可能性を考えると、今回の法令改正に伴った条例の改正というのは必要だったのかなというふうに認識をしておるところでございます。

【三島委員】 ありがとうございます。

では、第64号と第63号の一部のところについて聞きます。議案第64号 武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と議案第63号の第13条のところなのですが、この改正の犯罪事実確認は、日本版DBSというか、過去に性犯罪歴のある方を子どもに接する業務に就くことができなくする仕組み、事業者からこども家庭庁に従事者の性犯罪歴のチェック依頼をしてもらうということで、こども家庭庁から、ある、なしの回答をしたり、万が一性犯罪歴がある場合にはその従事者が子どもと接することがないようにする防止措置とか、そういうことでいいのでしょうか。ちょっとそこを確認します。

あともう一つ、「その他の必要な措置」という表現なのですけれども、そこについて伺います。万が一性暴力が行われた場合の子どもの適切な保護と、犯罪事実確認だけではない予防策、防止策が大切だと考えるのですけれども、その他の必要な措置としてどのようなことを行っていくと考えているのか、そこも伺います。

不確定原稿

【庄司子ども育成課長】 まずは、今、13条及び乳幼児等通園制度に関する規定の部分で、こちらは委員お見込みのとおり、いわゆる子ども性暴力防止法、日本版D B Sと言われているものですが、そちらについて対応するものという形で改正をさせていただいております。

また、その他必要な措置というところにつきましては、まず、こちらについても、法令上、こういったことをやりなさいということで、指定が幾つかございます。例えば、職員に対する研修ですとか、また、今の保育であれば保育現場の環境の確認、死角的なところがないか、密室的になるところがないかとか、そういったことの環境の整備、確認がございます。あとは情報管理、これは犯罪歴を確認するという形になりますので、この辺りの情報の取扱いについては細心の注意を払う必要があるということで、そういったこともきちんとやるようにというような定めがございます。また、委員御指摘のあったように、そういった事案が発生した際の対応のルールをあらかじめ保育園では園内できちんと整備しておくようにというところも定めとしてありますし、またあわせて、そうした仕組みがあるということを保護者の皆様にもしっかりと周知するようにというようなことも定めがありますので、こちらのその他というところがかなり盛りだくさんにいろいろ園のほうとして対応しないといけないということで、今、鋭意、法令の施行までにきちんと整えるように準備を進めているところでございます。

【三島委員】 詳しくありがとうございます。予防としての研修や、保護者への周知や、いざというときの対応のルールなど、環境も整えるなど入っているということが分かりました。相談窓口や、また、乳児もありますけど、幼児も入ってくると思いますので、幼児など子どもには、何があったか分からない、保護者にも伝わらないということもやはりありますので、発達段階に合わせた性教育が、予防、万が一の場合の発見のためにも必要と考えますが、そこについての見解を伺います。その他必要な措置にはそこも含まれているということでしょうか。その確認もさせてください。

【庄司子ども育成課長】 まずは、そうしたところの認識も含めて、お預かりするお子さんたちに伝えていく必要があるというふうに考えておりますが、何分、未就学児ということもございますので、この辺りは保護者の方も通じながら周知を図っていくということになるのかなと思います。

また、性教育の部分につきましては、保育園についても、例えば、男女平等推進センターと連携をして、専門家の方に来ていただいて、命はどこから来たのみたいな形のテーマでそうした教育を行ったりですとか、日頃の保育の中では、プライベートゾーンについては大事なところなのでちょっと気をつけることが幾つかあるよというような形で、先生が子どもたちに伝えたりということを併せて行っているような状況でございます。

【三島委員】 ありがとうございます。そういうことも入っているということで、やられているということも分かりました。よろしくお願いします。

では、議案第63号のほかの部分について行こうと思います。一応読みます。議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。小規模保育事業所のA型、B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育所の市内の事業所の数をそれぞれちょっと教えてください。調べればよかったかもしれませんが、お願いします。小規模保育所は子どもの定員が6名から19名と、小規模です。市内の小規模保育所A型、B型の保育士資格を持つ職員数について、最大人数はA型のほうになるのかなと思うのですが、最少人数——B型のほうになるのか

不確定原稿

と思うのですが、そこを伺えればと思います。最少人数の保育所の子どもたちの年齢と人数も併せて伺います。

また、市内の保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育所、これは両方ともあるわけではないのではないかなというふうに調べたときに思ったのですが、あるようでしたら、その保育士資格を持つ職員数についての最少人数も併せて伺いたいと思います。最少人数の保育所の子どもたちの年齢と人数も併せて伺えればと思います。

【庄司子ども育成課長】 まず、A型、B型の施設が幾つあるかというところですが、こちらについては、A型については13施設、それからB型については1施設という形になります。また、最少の受入れ人数の中における職員数の件かなというふうに思ってお答えしますと、例えば、B型の施設においては定員数が10名というところがありまして、今実際入所されているのは9名という形かなと思っています。こちらはそこでの保育士数といいますと、B型については、今、9名ですと1対3の割合の中で2名の配置、そしてプラス1名ということで、3名になります。B型になりますと、保育士の数は2分の1以上という形で定めがございますので、3人中の2分の1以上ですと2人という形になります。こちらが現在最少規模での保育士の数、施設によっては2名という形になろうかというふうに思っております。

また、事業所型の保育所につきましては、現在市内にあるのは事業所内のものとしては1施設になります。こちらは社会福祉法人がやっているものでございまして、こちらについては1施設があるという状況になっております。

【三島委員】 事業所内保育事業所の1施設のところも、もし伺うことができれば、保育士資格を持っている保育士さんの人数と、子どもたちの年齢、人数がもし分かれば伺えればと思います。最少人数のほうを伺えればいいので、それで伺えればと思います。

ちょっと先に行きます。今回の議案は、第29条、第31条での小規模保育事業所A型、B型について、また、第44条で保育所型事業所内保育事業所、第47条で小規模型事業所内保育所について、既に保健師、看護師または准看護師を1名に限り保育士とみなして保育士を算定できるようにしていたのに加えて、新たに保育士資格を持たない理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員を1人に限り保育士とみなすことができると変更するという内容だと受け止めています。子どもの人数に対して保育に従事する保育士の人数を何名以上と定めている配置基準に対して、保育士資格を持たない保健師分1名、理学療法士分1名、合わせて2名分、保育士資格者を減らすということもできるようになるということではないでしょうか。確認します。

【庄司子ども育成課長】 先ほどの質問については大変失礼いたしました。事業所内保育所につきましては現在1施設になっておりまして、ちょっと手元に詳細な児童の年齢はございませんが、定員数としては10名という形になっておりまして、また、職員の配置につきましては基本的にA型、B型と同基準という形になっておりますので、先ほど御案内させていただきましたとおり、3名中3名の保育士の配置が必要となりまして、先ほど御説明したような小規模のB型と同じ基準というところになろうかなというふうに思っております。

また、看護師、保健師等、それから作業療法士等を活用した場合に2名減らすことができるかという

不確定原稿

ところにつきましては、確かに制度としては2名をみなすことができるというような形になっております。

【三島委員】 ありがとうございます。制度としては2名減らすことができるということが分かりました。先ほど御答弁いただいた市内の小規模保育事業所B型だと、おっしゃっていただいたように、10名のところに9名いらっしゃるのだけでも、本来だったら3名保育士が必要というところではあります。B型だから有資格者2名でいいというふうに配置基準的になっています。その保育士有資格者をさらに1名減らして、1名にすることも可能になるということでしょうか。確認いたします。同じ部屋の中でということだったらそれが可能という条例の変更ではないかなと思うのですが、そこを確認します。

もう少し行きます。保育士有資格者をゼロ名にはすることはできないのですが、場合によっては、保育士さんのもともとの人数が違う場合には、例えば、本来保育士の有資格者が4名必要な配置基準のところを、保健師さんの分と理学療法士さんの分、2名分を引いて、保育士有資格者を2名にするということも可能になるということですよ。先ほどの御答弁だとそうだと思うのですが、2つ確認させていただきます。

【庄司子ども育成課長】 ここは技術的な配置についての御質問かなというふうに思いました。みなしの保育士の方が保育に当たる際には、必ず保育士資格を持つ職員が支援をする立場としてつかないといけない、かつ、その保育士がいるところで、そのクラスで活動しなくてはならない、要は単独で動くことはできないというのがこの決まりになっております。その上で、もちろんゼロにすることはできないというところですけども、例えば3名中2名をみなしの保育士とした場合に、1名の保育士が必ず施設内にずっといないといけないという形になりますので、現実的に考えると、お休みが取れないですとか休憩時間が取れないですとかそうしたことになりますので、3名中2名を即座にそうしたみなし保育士の方に置き換えるということは、これはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

一方では、3名中、例えば1名でも置き換えるというのが可能かというところですけども、これは4名中2名というところも共通するかもしれませんが、例えば2名、3名いる職員のうち、やむを得ず1人休暇が出てしまったですとかそうしたことになった際に、先ほど御説明したように、必ず保育士資格を持つ者が施設の保育室から外れられないというような状況が起こりかねないということで、このみなし保育士の運用というのが小規模の保育施設においてはかなり体制的には厳しいのではないかなというふうに考えているところが所感でございます。

以上です。

【三島委員】 小規模保育事業所でこのみなしを入れていくというのは体制的には厳しいけれども、ただ、条例で入れて、同じ場所にいればいいみたいになったときにはこういう事態も起こり得るかなと思って、本当にそこは心配をします。他自治体の認可外施設ですけども、やはり小規模のところ、保育士有資格者が1名、無資格者2名での保育状況で、本当に何かしゃべるのも嫌ですけど、2022年や2023年にお子さんがお亡くなりになる事故が起こっています。それだけではありません。もともと規模が小さく、職員数が少ない小規模保育所で専門資格である保育士資格を持つ保育従事者が少なくなるのは、子どもの安全、保育の質の向上のためには問題ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

不確定原稿

【庄司子ども育成課長】　まずは事故防止、そうしたことがあってはいけないというのは認識をして、市としても、しっかり指導監督する立場において、責任を持ってその辺りは取り組んでいきたいというふうに思っております。また、今回の法令の改正の趣旨といたしましては、足りない人材をみなしとされる職種で埋めるということではなく、今後、国としてはインクルーシブな保育を推進していきたいという思いから、障害児保育ですとかサポート保育に対する手当としてというところですので、この部分は各園にこの制度の趣旨をしっかりと我々としても伝えていく必要があるのかなというふうに思っておりますし、そうしたところで、必要に応じてというところにはなりますけれども、今委員が御懸念いただいているような状況が起り得ることというのがないように、きちんとその辺りは各園に周知をしていきたいというふうに思っております。

【三島委員】　起り得ることがないように周知をしていく、目的は違うのだということなのですが、ただ、この条例の立てつけでいいますと、後で討論もさせていただきますけれども、配置基準、もともと子どもたちのためにこれだけ必要で、2016年でしたか、ちょっと今、細かい年度は忘れましたが、やはり事故がたくさん起るようなことがあったときに配置基準を一回少し厳しくしましたよね。でも、またそれが逆行するような状況になってしまっているのかという思いはあります。本当にインクルーシブ教育を進めるということであるなら、もともと保育士さんが必要な数のところの中に理学療法士さんなどの専門職を持つ方をみなしで入れるのではなくて、別建てで入れることのほうが有効ではないかと思いますが、一応そこについて見解を伺います。

【庄司子ども育成課長】　今御指摘のあった、有資格者の方を活用するのはこうした方法でなくてもというところにつきましては、今、市のほうでは、保育相談員の方ですとか、そうした有資格者の専門家が保育園を巡回いたしまして、各園のサポートに当たっておるところでございまして、そうした状況からも、武蔵野市においては専門家の助言を得やすいような環境づくりが一定程度は図れているのではないかなというふうに考えておりますので、現状、全くこうしたものがないかという、補完するものはあるのかなというふうに認識しておりまして、各園で、その上で採用しなければならない状況というのは、積極的な理由としては現状はないのかなというふうに思っておりまして、この辺りは各園が我々のほうにも相談として寄せられるものもありますし、そうしたところで、市として、でき得るアドバイス、支援を今実際に行っているところでございます。そうしたことを続けていくということが必要なかなというふうに思っております。

【三島委員】　今、相談員の方が回っていて、理学療法士等々の専門職の方を入れる必要はあまりないのではないかなと考えている。将来必要になってくることもあるかもしれないのですけれども。ただ、先ほど周知をしていくということをおっしゃっていましたが、何で入っていくのか。保育士さんをみなしで入れて減らしていくためではないのだということで、ただ、この条例の立てつけだと、加配のプラスのお金も出しているわけではないとなりますと、では、有資格者の専門職の方、理学療法士さんを入れて、プラスで採るのではなくて、保育士さんとみなして、保育士さんの分が1名減るよねということのほう得起り得ることだと思いますが、そこについてもう一回ちょっと見解を伺います。そうすることができるようにする条例の立てつけではないかなと思いますが、もう一回そこを最後に確認させてください。

不確定原稿

【庄司子ども育成課長】 確かに条例の立てつけとしてはそのような形に受け止められるといいますか、ことはあるのかなというふうに思っております。ただ、これは法律に基づく条例の改正となりますので、法令の部分の趣旨からしますと、条例独自な部分ではないというところはあるかなというふうに思っております。ただ、今回、国のほうでの改正の趣旨というところはしっかりと各園に周知をしておく必要があるかなというふうに思いますので、あくまでも今回の制度は保育士の代わりに人員として作業療法士の方ですとかそうした職種の方を入れるというものではないという趣旨については、しっかり理解していただく必要があるかなというふうに思っております。

【三島委員】 趣旨はそうなのですけれども、実際、立てつけは違うという状況があるかなと思います。すだけ言って、終わりにします。

【大野委員】 では、よろしく願いいたします。

今回、3つの議案が上がっているので、少し整理すると、第62号は3歳以上、3歳から5歳の小規模の保育とか家庭的保育ができるということが加わったということで、第63号に3歳から5歳の部分と先ほど来ずっとお話がありました保育士の配置の弾力化というものがあるって、第63号にはもう一つ、性暴力の防止というものが入っていて、第64号は性暴力の防止だけと。その中で、武蔵野市が条例として定めなければいけないのがこの部分であって、大部分の保育施設である認可とか認証の、いわゆる保育園と言われているものについては東京都が管轄になるので、東京都のほうで同時に同じような条例改正が行われているという理解でよろしいでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 委員お見込みのとおりで、認可保育所については都が条例改正をしているというふうに認識してございますし、近隣他市他区においても基本的には我々と同様の改正、対応をしているというふうに認識しているところでございます。

【大野委員】 ありがとうございます。その上で、第62号、第63号にある3歳から5歳の部分は、今までの議論ですと、今、基本的に余裕がある定員の状態なので、あまり造られる可能性はないのではないかなという御見解でありました。まさにこれから始まるかと思うのですが、保育園の一斉入所の募集に対して、2歳まで小規模、地域型の保育施設にいと、調整指数がプラス20点というのがつくので、最初、家庭的保育とかで保育をしていますが、その後は認可保育園等に入れるみたいなものがあつたかと思うのですが、増えないということなので、その辺については変わらずに続けられていくということよろしいでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 今御質問いただきましたプラスの調整指数というところにつきましては、施設の基準でも連携施設について定めた条文がございまして、そうした連携施設について、入所できるように市として取り組むというような形にもなっております。その中で、調整指数、プラス20点につきましては今後も継続していくということで、今現在はそういうふうに考えております。

【大野委員】 分かりました。

次に、保育士の弾力化のところなのですけれども、ただ、考えるときに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とか心理担当職員、障害児療育の指導業務に5年以上従事した方というものが、保育士資格を持っていなくても追加できるという。でも、その方たちというのは、何となく一般的に考えると、保育士の方よりも少し人件費が高いのではないかなというふうにも思うところなのですけれども、そうい

不確定原稿

うみなし保育士と言われる専門職の方を施設側が、例えば小規模でなくても認可なり認証なりの保育園で入れると考えるケースというのは、先ほど少しありましたけど、そういう障害を持ったお子さんとか医療的ケアのあるお子さんとかが入ったときに有効であるから入れるという考え方になるのでしょうか。どういうケースが想定されるのかという部分と、ここに挙がっている専門職と言われる方は、今、保育士が不足と言われておりますけれども、保育士よりも採用がしやすい、そういうこともないかなというふうに思うのですけれども、その辺の現実的な部分とか、例えば人件費が高いと想定した場合に、だけど保育園に対する公定価格というのは国が決めてしまっているの、公定価格に対して人件費が上乗せになった部分というのは何らか補助というのはあるのでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 まず、こうした専門職の方が入っていただくということが有効であるケースというところですけども、武蔵野市においても、サポート保育という形で、市立園、民間園でサポート枠を設けて障害のあるお子様たちのお預かりもしているところではありますので、現在加配で職員がつくようにはしていますけれども、例えば加配でつける、要はプラスアルファの部分で専門職の方の支援を活用したいとか、そうしたときには状況に応じては有効なかなと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、武蔵野市においては保育相談員ですとかそうした巡回もございますので、その分、補完できているのかなというふうに思っております。

また、専門職としての採用はしやすいかというところで、私も求人を幾つか見てみましたが、なかなか明確な待遇差というところは私のほうではちょっと把握ができなかったかなというふうに思っております。一方で、採用しやすいかというところは、上がっている求人の状況を見ると、そこまで樂觀視できるような状況ではないのかなというのが見立てになります。また、今現在、求人を出しているところにつきましては、児童発達支援施設ですとか放課後デイのような事業を併設して行っているところが募集しているようなところが多かったかなというふうな認識でおります。また、人件費としての公定価格への反映というところにつきましては、療育加算という名目において、今、公定価格に創設がされております。こちらを使うというようなところは、ただそうした職種の方を採用すれば使えるというわけではございませんで、市町村において、武蔵野市でいえばサポート枠としての児童を受け入れたというときに、そうした職種の方を活用、採用でなくても派遣ですとか嘱託でも可というふうになっておりますけれども、その場合に公定価格上の加算がつくというような制度はございます。

以上でございます。

【大野委員】 ありがとうございます。やはり障害があるお子さんとか医療的ケアのあるお子さんがいらっしゃる御家庭で、御家族の御負担、特に母親の負担というものが非常に大きい部分があるので、こういう制度等を活用していただいて、そういうお子さんたちがしっかりと保育ができる環境というのが広がっていけばいいなというふうに思います。

あと、議案第64号にあります日本版DBSと言われる性暴力防止というものに対してなのですが、これはまず、先ほど少しあったかもしれないのですけれども、性犯罪があったという確認というのですか、認定というのでしょうか、それは警察とかが入るのか、市のほうである程度行えるものなのかということと、保護者が例えば保育施設を通してそれを訴えなければいけないけど、保育士の人から性暴力を受けていたとしたら子どもがそこにいられなくなるかもしれないとか、いろいろなストレスの中

不確定原稿

で訴えなければいけないので、そういう第三者機関というものが、今後、市の中にできてくるのでしょうか。どういう訴え方になるのか、教えてください。

【庄司子ども育成課長】 まず、性犯罪歴の確認方法ですけれども、言葉で説明して伝わるか、ちょっと自信がないところですが、まずは確認をする自治体、武蔵野市であれば武蔵野市、または市のほうで例えば担当者を決めて、確認できる職員というのを決めます。その上で、確認をされる側につきましては、国に、性犯罪歴を確認するという、こまもろうシステムと言われているものがありまして、そこに御本人に登録していただく。我々としては、誰々についての性犯罪歴を確認したいですということで、こども家庭庁に申請をいたしましたら、その本人に確認申請が来ましたということで、本人は戸籍を提出する必要があります。その戸籍と我々の申請をもって法務省のほうに照会をかけまして、法務省のほうからこども家庭庁を通じて我々のほうに、犯罪歴があったかどうかというのが通知がされるというような形になっております。もしくは、ない場合はないというような形で返答が来るというような形になっております。

また、保護者の方を含めて、現場において言い出せないですとか言いづらいような雰囲気の中での相談窓口ということかなと思いますけれども、こちらはこども家庭庁のほうで例えば国の相談機関ですとかそうしたところも幾つか示されておりますので、保護者への周知ということが今、事業者側、市も事業者側として求められる一つのこととして保護者への周知というのがありますので、そこに相談先というものを掲載して、園に直接言えないというものについては、例えば子ども育成課に言っていただくですとか、国の機関に言っていただくですとか、もしくは、今、子ども子育て支援課とも調整をしております、まもルームも掲載してはどうかなというふうに検討を進めているところでございます。

【大野委員】 分かりました。それで、法務局に問い合わせると。日本版DBSについて、示談になってしまったりとか、その犯罪が初犯になる場合はやはり抜けになってしまうのではないかという心配がされていますけれども、この辺については武蔵野市のほうではどういうふうに考えられているのでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 今、委員御指摘のとおり、例えば犯罪歴に残らないような行為だった場合については、確かに今回の法律において、そこまで確認できるというものではございませんで、ただ、法律が施行されるということで、幾つか事業者側に義務づけられているものの中には、これまでの環境の見直しですとか点検、整備ですとか、または職員間での研修のようなこともございますので、まずは新しくそういうことを生み出さないということもしっかり準備しておくということが必要なかなというふうに思っておりますので、現時点で犯罪歴がある方で働くことが制限される方については未然防止という形ですが、それと同じように、犯罪歴がなくて入職された方についても、そういった環境をつくり出さないということを保育施設としてもしっかりと準備をしていくことが法律上求められているというふうに認識しておりますので、確認できない事象、それから、初めてという場合が起き得ないように、その辺りはしっかりと職員に教育または準備をしていくようにしていきたいというふうに思っております。

【大野委員】 ありがとうございます。こども性暴力防止法施行ガイドラインというものが発表されているようで、その中で、防犯カメラと、あと、盗撮に対する考え方なども示されているようなのです

不確定原稿

けれども、保育現場での防犯カメラは難しいところがあって、多分何年か前は武蔵野市は結構絶対やらないみたいな感じだったのですが、最近の保育施設ではついてきているし、保護者から何か虐待があるのではないかとされたときに保育士の無罪を証明するという意味でも役に立ったりとかという部分もあるし、先ほど来あった死角になるとか一対一にならないとかそういう意味でも抑止力としての防犯カメラというものは役に立つと思うのですが、その辺について、市として保育施設に対して、ただ防犯カメラは多分そこそこの値段がするので、既存施設でつけるとなると、やはり予算措置が必要になってくるのかなと思うのですが、そういう防犯カメラについて事業者に対して支援をするお考えなどはあるのかということと、もう一つは、盗撮カメラをつけにくくすることに対して、着替えているとか、おむつがえをすとかいうところにそういう何かしらの悪意を持った人がカメラのようなものを仕掛けたりしない体制に対しての研修とか、何か事業側に対しておっしゃっていることとかはあるのでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 まず、防犯カメラについてですが、確かに、検討といいますか、研究している段階には市としてあるかなというふうに思っております。現状としましては、例えば何年からつけるですとか、そうした方針は今のところございませんで、といいますのは、お子様たちのプライバシー、プライベートな状況もありますので、その辺りをどこまで映すということについて保護者の方の理解も得ながら進めていく必要があるのかなといったところは、少しこの辺りは慎重に検討したいと思っておりますが、市内の保育施設においては確かにつけていらっしゃる場所もありますので、そうしたところまでは、今の考え方は市立保育園についてですが、市内の民間保育園につきましては、法人独自の考えにおいて、保護者の方に説明しながらつけている園も確かにございます。

また、盗撮についてですが、現状、保育士が保育現場に入るに当たっては、例えば個人のスマホを保育のところに持ち込まないですとか、基本的に写真を撮るときには園用のタブレットですとか園用の携帯を使いましょうということで、私用のものを業務上使うということを基本的には認めてはおりませんので、今回の法令のガイドラインの中では、不適切に当たる行為としても、私用の携帯電話、スマホなどで写真を撮ることというのも具体例としては位置づけられておりますので、この辺りも含めて既に周知はしているところではございますが、今、現場でそういったことは起きていないのですが、改めて法の趣旨にも沿ってこの辺りは徹底していくようにということで呼びかけているような状況になっております。

【大野委員】 分かりました。ありがとうございます。本当にこのところ、そういう映像とか、あと、AIの解析によって怪しい動きを取っている人とかが分かるようになっているので、ずっとモニターを見ていなくても、何かおかしいぞとか、子どもに対してすごく攻撃的な態度をしているとか、そういうことがそういう防犯カメラとか機器を使って職員の方の目だけではなくて分かるようになれば、本当に子どもたちを守るためにも大事だと思いますので、今後ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

【山崎委員】 今の件でちょっと確認なのですが、日本版DBSについて、市のホームページで相談窓口以案内ができる、そういう認識でよいのかと、今後、民間も含め、保育園や幼稚園など、保護者

不確定原稿

に向けて、こういうページができたので何かあったときはそこを見てくださいという案内、それを周知していけるのかどうかというのを確認させていただけますでしょうか。

【庄司子ども育成課長】 ただいま1点目で御質問いただいた内容につきましては、ちょっと子ども育成課で取りまとめを行っている内容ではございませんが、今、所管課同士でやり取りしているところにおきましては、一般的なホームページ等での周知も行っていくようなことで聞いております。また、各園に対する案内につきましては、こちらは従前、法への対応についての準備が必要になってくるというタイミングから、会議などで、例えば私のほうから法の趣旨ですとか必要な準備ですとかそうしたところを案内しているというところもありますので、適宜適切なタイミングでそうしたホームページですとか市民向けの周知ができたということも基本的には共有をしていくような形になろうかというふうに思っております。

【蔵野委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

【三島委員】 では、討論いたします。議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

第29条、第31条、第44条、第47条の改正は、国の基準改正に伴い、小規模保育事業所等において、保育士資格を持たない理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員などを保育士とみなして配置基準に参入できるようにするものです。子どもたちを安全に保育するために定められた保育士配置基準の実質的な引下げにつながります。これまで保健師や看護師の方などを保育士とみなす特例が適用可能とされてきました。今回はその対象職種をさらに広げる保育士配置基準のさらなる緩和であり、子どもたちの安全、保育の質への影響が懸念されます。保育士不足の背景には、低賃金や過重労働、不十分な配置基準など、国の保育政策が改善を後回しにしてきた根本的な原因、課題があります。必要なのは、他職種による代替ではなくて、保育士の確保と処遇改善、配置基準の引上げではないでしょうか。

また、障害がある方などの保育を進めていくということには、本当に進めていくことが必要だと思っていますが、保育士は、子どもの見守りや生活指導、遊びや学びを通じて発達を支える専門職です。一方、理学療法士や作業療法士などは、発達支援や機能向上、助言を担う別の専門職であり、役割も専門性も異なります。本来、保育士を配置すべきところに専門職をみなし保育士として配置することは、現場の保育士の負担も増えかねません。十分な保育士配置があつてこそ、専門職の知見も生かされます。障害児支援など多様なニーズに応えるためというなら、専門職の配置は配置基準とは別に考え、保育士みなしとするのではなく、加配とすべきだと考えます。

質疑の中で、小規模保育事業所で保育士有資格者が2名の保育所があることが分かりました。条例上は、保育士有資格者をさらに1名減らして、1名だけにすることもこの改正で可能となるということも分かりました。他自治体の複数の認可外施設の保育士有資格者が1名、無資格者2名での保育状況で、お子さんがお亡くなりになる事故が起きました。もともと規模が小さく、保育士の総数が少ない小規模保育所で保育士有資格者を減らすことを可能とすることは、子どもたちの命を守り、健やかな成長を保障する道とは逆に進む道を開くことではないでしょうか。

この条例改正の第13条の児童対象性暴力等の防止の部分については、子どもの人権保障として重要で

不確定原稿

あり、賛成するところではありますが、専門性の異なる職種を保育士の代替とみなし、配置基準に加えられる今回の条例改正は、保育士を確保し、子どもたちの安心・安全な健やかな成長を保障する保育環境の整備とは逆行するものであり、議案第63号には反対いたします。

なお、議案第62号には賛成、議案第64号には、児童対象性暴力等の防止は子どもの人権保障として重要であり、進めていくことを求めてもおりましたので、賛成いたします。

【蔵野委員長】 ほかにありませんか。

これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第62号 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【蔵野委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【蔵野委員長】 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【蔵野委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【蔵野委員長】 日程第4、議案第72号 北町調理場調理室空調設備設置工事請負契約を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【三島委員】 スポットクーラーだけであつたのではなかったかなと思うのですけれども、その調理室によりやくエアコンをつけられるようになり、よかつたと思います。できるだけ早く空調設備が使えるようにと考えますが、工期が令和10年（2028年）10月31日までとなっていますが、実際の工期はどのくらいと見ているのか、使用可能の予定はいつ頃と考えているのか、伺います。また、昨日の教育委員会でも質疑があつたと思うのですけれども、給食調理の業務と工事との関係、調理に支障がないようにスケジュールを組んでの工事をされていくのだと思うのですけど、その辺も、工事が可能なのか、伺います。

【神谷施設課長】 実際の工事のスケジュールのお話と給食調理との干渉というお話だと思います。今のところ、今回議案で議決させていただいて、お認めいただいた後は本契約を行って、基本的に今回、外調機と空調機というところで、かなり大物の製作が入りますので、今のところ、製作期間が10か月ほどかかります。これは仕方がない状況でございます。ということで、10月から7月まではこの設備の製作期間というふうに御理解いただければと思います。一応、現地工事については夏休み期間中の7、

不確定原稿

8月を予定しておりますので、先ほどの御質問のとおり、干渉はない形で進める形としています。その後、残工事みたいな、給食調理に関係ないものについては10月までに行って、10月竣工という形で行いますので、本来は暑い時期に使いたいというところがあるのですが、やはり給食調理というところがありますので、その期間を使って工事を行うというような形で今、想定しております。

以上です。

【三島委員】 スケジュール、ありがとうございます。10か月製作にかかって、来年の7月に物ができてきて、夏休み期間に2か月工事入るから給食調理には影響がないと。その後、少し残工事があって、使えるのが10月というのが、では、来年の10月には使用可能になるということですか。私がちょっと1年間見間違えているのでしょうか。工期が令和10年（2028年）10月30日となっているのは、1年間余裕を見ているということですか。それとも、この7、8月で終わらなくて、残工事をやった、またその翌年の夏休みに給食に影響がないようにやらなくてはいけない工事があるということになるのか、使用開始が2027年の10月で行けるのか、2028年で行けるのか、もう一回そこを伺っていいですか。

【神谷施設課長】 少し漏れがあって、すみませんでした。基本的には、10か月かけて製作して、2か年で工事していきます。この工事は2か月だけでは工事ができないので、2年かけてやるという形です。すみません、ちょっと御説明があれだったのですが、基本的には2か年かけてやりますので、最終的には令和10年という形になるというふうに御理解いただければと思います。

【三島委員】 ちょっと工事のことは詳しく分からないのですが、10か月で来年の7月に一応機械が来るけれど、7、8月で工事しただけでは終わらなくて、それをまた翌年の7、8月に工事をしないといけない状況があるということで、使えるのは2028年の10月からとなってしまう。春休みとか冬休みを使っても早めることが難しいのでしょうか。ちょっとそこだけ伺います。

【神谷施設課長】 やはりまとまった期間が必要ですので、今のところ、設計会社とも、施工業者の事前のヒアリングも含めて、こういうスケジュール感にしています。これから本契約をした後、一応私たちが考えたスケジュールとしてはこういう形ですので、その辺も踏まえて事業者とは調整をしていますが、なかなか難しいところがあるというふうな想定を今しているところでございます。

以上です。

【三島委員】 では、ちょっと難しいことを聞いてしまったのですが、もちろんそのようにお考えだとは思いますが、給食提供にはもちろん影響がないように、ただ、本当にエアコンを早くと思ってはいたので、十分そこは分かっているとおっしゃっているとは思いますが、うまく冬休みとか春休みとかでもし工事の調整がつくようなことが可能であったら、使用可能にこれからいろいろ細かいことを進めていただくと思うので、よろしくお願いしますということだけ言っておきます。

【下田委員】 今の質疑で、学校給食への影響はないということは理解できました。今回の工事で、エアーチャンバーの室外機並びに調理室の室内機及び室外機の実際のものというのは、製作を今後していくような形にはなると思うのですが、既存のもの等では対応はできなかったのかというのをまず伺いたいと思います。

あと、北町調理場は今後2.9億円投資して空調がよくなるのは分かるのですが、あと何年ほど使うのか、ちょっと確認のため、北町調理場の利用の年数というのも教えていただければと思います。

不確定原稿

あと、工事費の内訳で、エアーチャンバーの室外機並びにこの製作を10か月ぐらいしていくというような、この図面では3つほどあるのかなというふうな形になっていると思うのですが、その辺をちょっと詳しく教えていただければと思います。

【神谷施設課長】 3点いただきました。抜けがあったら、またちょっとコメントしていただければと思います。

まず、既存のものが使えなかったのかというところでございます。今、既存で全く調理室に冷房の空調設備がなかったので、基本は換気扇と、実は昔は暖房がありまして、ヒーターがあつて、一応送風機で出して空気調和をしているというような形のものがあつたので、基本的には暖房だけというところを、今回、基本的には暖房、冷房ができるような施設という形で、空調という形でつけるという形になります。

それで、先に3番目の質問に行きますと、基本的に今回つけるシステムは2つの考え方がありまして、まずはパッケージ型マルチ空調という形でつけます。これが普通言われている空調です。室内の温度を室内の空気循環して空調をしていくという形がありまして、実はこれが絵的に2階の平面図にいったい、12個ぐらいあると思うのですが、ここに室内機が12台つきます。それで、屋上に室外機が2台つくというような形になります。エアーチャンバー室には、外気処理空調機というところで室内機が3台。室内機というのはエアーチャンバー室に3台ついて、屋上に室外機が3台つくというようなシステムになります。基本的に、先ほど言った初めのものは本当に空調です。今、外気処理空調と申したのが、給食調理室という性質上、学校給食衛生管理基準というものがあつて、換気を十分に行ってください、温度は25度、湿度は80度以下に努めてくださいというような基準がありまして、あとはやはり給食調理室というところで、中を少し静圧にしておいて、外から引っ張ると。負圧にしておくと、虫が入ってきたりとか衛生管理上問題があるので、少し静圧にしておくという部分があります。というところがありまして、空気を送ってあげないと静圧にならないので、やはり換気するためには換気扇から出しているのですが、そこの吸気という部分を担っていると。そこで空調を補助するために、外調機というのは湿度と温度もコントロールしますので、空調の部分のサポートもするというような形で考えている施設がこの外調機という形になります。調理場内は蒸気釜とかも使いますので、蒸気が出てくるのも静圧にしておけば外に出やすくなるというような形になっていますので、基本的にはそういうような考え方の、換気設備と空調設備が2つあるという形で、12台、2台、3台、3台という形でかなり複数の機械が設置されるというふうに御理解いただければと思います。

今後、何年使うかというお話になりますが、第2期公共施設等総合管理計画でもお示ししていますし、類型別方針の中でも決めています、基本的にコンクリートの健全度調査をやっていますが、一応その調査結果を基に60年使っていくという形で、今、基本的には決めています。第2期公共の中では、基本目標耐用年数の前後5年間は調整期間というふうに明記していますので、最大では65年使うというような形で今考えております。今、定量的に言うと令和19年ぐらいまでは北町調理場を使っていくという形になると、この空調機は令和10年にすると約10年ぐらい使うような形になりますが、やはり調理員の作業環境がもう改善しなければいけないというところを踏まえて、10年ですが、今回、空調機を設置するというふうな形になります。

不確定原稿

以上です。

【下田委員】 結構大規模な工事で、難工事というか、その期間がかかるというのは理解できました。やはり職場環境というような点で、10年ほど使う中でもこれだけの投資をして、空調を、職場環境改善のためというような部分。結構、最近1か月ぐらい前、ポスティング、給食財団の職員、そういう調理スタッフ等を募集するチラシも見させていただきました。今、調理スタッフ等の人材確保に関してはどのような状況になっているのか。そしてまた、北町調理場で働きました、夏とかエアコンやそういった部分の職場環境の状況で退社に至ったケースとか、そういったこともあるのかどうなのかというのを伺いさせてください。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 まず、職員の募集状況です。調理員は正規調理員からパートナー職員、また、短時間職員、様々な階層がありまして、この夏は短時間パートナー職員を主に応募したというところでございます。人材募集については、欠員が出たら、その都度やっているとございます。

そして、暑さなのですけれども、一昨年まで北町調理場はかなり暑い状態が続いておりまして、日によっては30度を超える状態がありました。それがなかなか体力的に厳しいということで退職されたという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

【下田委員】 職場環境の状況で辞めるに至ったケースもあるというような部分なので、ぜひとも職場環境改善のために進めていっていただきたいというふうに要望して、終わりにさせていただきます。

【大野委員】 よろしくをお願いします。

まず、入札の状況について伺いたします。地元のJVというのですか、地元の企業が共同体で入っているのが大変よろしかったかなと思うのですけれども、特殊なものを作るというようなもので、入札の現在の状況、結構いろいろな大きな工事では不調なんかもあったりしましたけれども、その辺について教えてください。

【長坂管財課長】 入札の近況というところですけども、令和7年ぐらいまでは大きな工事で不調が重なっている状況もございましたが、今年度になりまして、一定程度落ち着いて、落札していただいている状況かなと思っております。

【大野委員】 分かりました。ありがとうございます。ちょっと落ち着いてよかったです。特に学校は期限が決まっている中でスケジュールをこなさなければいけないので、不調があると大きく崩れていくので、よかったと思います。

次に、今ちょっとスケジュールのお話があったのですけれども、そもそも北町調理場が築60年を迎えるのが2033年と。それを令和19年まで延ばすということで、2037年まで使うというようなお話が今あったのかなと思います。北町調理場が給食を作っている中で、自校給食の可能性があるのが第一小学校、第二小学校、第四小学校、大野田小学校、井之頭小学校と。それで、井之頭小学校は既にもう建て替えが始まっていると。先日の第8回第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会の資料の中にも、第1グループという中に、北町調理場の閉鎖と関連する大野田小学校（体育館）を追加すると。何か大野田小学校自体は新しいけれども、北町を閉めるためには大野田に給食施設を造るのが第1グループ

不確定原稿

ブに追加されたということなののでしょうか。学校の改築の話と、当然学校を改築しながら自校式に移行していくので北町が役割を終えなければいけないという流れと、北町を10年延ばすというか、令和19年まで延ばせば何とかなるという試算の状況というのをお聞きしたいということと、ということは、多分これまでもずっと暑かったけど、あと5年だから頑張らないといけないかなみたいなものがあったのかなというふうにも思うのですけれども、今この案件が出てきたというのは、学校改築のほうの流れが少し見えてきたから今出せるという状況なのか。この段階で北町の2億ぐらいの空調設備の話が出てきた理由についてお伺いします。

【祐成教育支援課長】 まず、自校調理施設の考え方というか、今やっている計画の中で、大きく言うなら境南小学校だと思っています。境南小学校がまず建て替えるときには、あそこは自校ですけれども、桜堤に行くと。我々としては、境南小学校を建て替えたときに、できれば親子給食のようなものを含めて、そこに大きいものを持っていくと、大体北町調理場が役割を終えることができる。それが恐らく先ほど施設課長が説明したのと大体同じぐらいの時期になるということで、そういうようなことを想定しているところでございます。

暑さ対策の話については、前からいろいろ話は出ていたのです。ただ、やはりここ近年で物すごく暑くなりました。35度を超えるのが8月とか9月ではなくて、5月、6月ぐらいから30度を超えてくるところが近年出てきましたので、そこは我々としては要求をしていって、それなりに暑さ対策の、つけるのに様々お金もかかりますので、あと、いろいろ、そもそもつくのかとかそういう検討も必要です。少し時間を要してしまっていますけれども、あと5年とかそういうものではなくて、昨今の暑さの中で、いろいろ対策はしていたけども、やはりきついというところをお願いをするようなところでございます。

【大野委員】 分かりました。先ほどのお話の中でも、何か暑過ぎて辞める方がいらっしゃるというようなこともあるので、そこは職員の方のそういう環境整備に努めていただくのはいいことだと思います。今のお話ですと、学校改築の予定とリンクしながら、北町は令和19年まで動かせば何とかなるであろうと。この後出てくる桜堤の話も含めて、給食の食数を保つためにはこれで行けるというふうに判断したので、今ここに投資をするということなのですね。分かりました。

それで、それがいつ頃決まったのかというのは分かれば教えていただければと思うのですが、ちょっと気になったのが、延ばすとした場合に、保健センターのときにいろいろすったもんだがあったのが、延びたはいいけれども、中に入っている機械はここまで、例えば北町調理場だと2033年まで使えればいいということで、いろいろな調理器具も全部特注なので高いですよ。その高い調理器具をそれぞれ、更新したり、我慢したりしながら使っていると。それが令和19年まで延びたときに調理器具とかは大丈夫なのですかという部分なのですから、令和2年の文教委員会のときの報告で、リンゴの処理を行う皮むき機の刃がちょっと欠けてしまったと。それで、何かみんながカレーを食べられなくてと、文教委員会中、カレーの日にカレーが食べられない、御飯だけ出てどうしたのだろうみたいな、どよんとした空気になったときがあったのですけれども、そういう調理器具もそれぞれ寿命があって、多分本当に職員の皆さんは綿密に計算をされているので、2033年に向けてある程度調理器具などいろいろな寿命を考えられてきたのだと思うのですが、その辺の安全性と、持つのかという。でも、持たなかったら

不確定原稿

更新するしかないと思うのですけれども、その辺の兼ね合いについてはいかがでしょうか。

【祐成教育支援課長】 　　いつぐらいに決めたという、日程感みたいなところですか、それは資産活用課ともお話をしている中で、食数を見ながら検討していつて、また、今、計画策定中ですけれども、ある意味それが確定しないと、はっきりしたことはちょっと言えない、我々としては目安としてはそのように考えているというふうに思っていたいただければと思います。

様々なメンテナンスの器具ですけれども、いつ締めるというわけではなくて、やはり日々メンテナンスをしている中で、劣化していくものは必ず予算要求をして、新しくしています。冷蔵庫とかそういうものをしていますし、例えば大きい食洗機とかですと、北町はおとしに新しいものに替えていますので、そのようにして様々、日々、逆に言うとリンゴの皮むき機もきっちりメンテナンスして確認をしていたので分かったというところがありますので、必ず確認をして、それでその都度、使えないというか、劣化していくものであれば日々替えているというような対応をしているところでございます。

【大野委員】 　　分かりました。子どもたちの大切な給食でございますので、ある程度お金がかかるのは仕方ないと思いますので、しっかりと安全・安心な給食を作っていただければと思います。

　　以上です。

【蔵野委員長】 　　ほかにありますか。

　　これにて質疑を終わります。

　　これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【蔵野委員長】 　　これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第72号 北町調理場調理室空調設備設置工事請負契約、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【蔵野委員長】 　　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【蔵野委員長】 　　日程第5、議案第79号 コンテナイン消毒保管機の買入れについてを議題といたします。

　　直ちに質疑に入ります。

【三島委員】 　　では、これについて、先ほども給食の自校にしたりするというのは食数の関係があるのですけれども、今回ここは今改築していることと関係して、五小の分でしたか、食数が増えているところを補うためにコンテナに消毒保管機を入れるということというふうに私は認識したのですけれども、違っていたら言ってください。となったときに、入れたものが要らなくなるタイミングがあるのか、うまく使い回していくのか、その辺はどういうふうに、いつまで使って、その後はどうするのだろうみたいなおところをお聞かせいただければと思います。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 　　こちらの保管機ですけれども、桜堤調理場を設置した当初から若干不足はしておりまして、このたび、昨年度から五小も桜堤で調理することになったからより一層不足しているという状況ですので、また、今後は学校の建て替えのときに桜堤調理場で

不確定原稿

給食を提供することも想定しておりますので、そのときに備えてということも含めて、今回、買入れをお願いしたいというものでございます。

【三島委員】 分かりました。建て替えがここで終わるわけではないので、ぐるぐる使っていけるということで、分かりました。

あと、買入れだからということですか、入札業者さんがたくさんいらっしゃることに、こういうことですよと理由への見解を伺えればと思うのと、買入れだけでも、やはりある程度差がつくところについて、こうだからみたいなことが伺えればと思います。

【長坂管財課長】 今回の入札方法ですが、指名競争入札制度というものを採用しております。金額によってなのですが、今回の案件につきましては6社以上を指名するということになっておりますが、今回指名したのが8社になります。その中で、業者の中でどれぐらいが適正なのかというところで札を入れていただいて、金額差が出ているというふうに認識しております。

【下田委員】 今回6台増設するということなのですが、今後6台を増設することによって給食の提供数とか最大どのぐらいまで増加することを見込んで、今回買入れ6台ということになったのかという、その6台の根拠というものを教えていただければと思います。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 桜堤調理場ですが、設計当初から提供食数についてはおおむね5,000食ほど提供できるということで、それは今までも変わりがないというところでございます。今回6台というのは、ちょうど置けるスペースは6台がマックスということで6台ということにしたのですけれども、ただ、この6台が置ければ、今までコンテナは2回転で乾燥させていたのですけれども、それがおおむね1回転で乾燥することができるというものでございます。

【下田委員】 分かりました。今回、コンテナイン消毒保管機というものは、メーカーとかいうのも指定があったりとか、入札に参加した会社は市が仕様書でメーカーとかそういったものも指定しているのかどうなのか。その辺を詳しく、この業界というか、コンテナイン消毒保管機はどういった仕様があるのかとか、どういったメーカーがあるのか、教えていただければと思います。

【祐成教育支援課長】 今回のものは、以前桜堤調理場で使っているものを参考として指定しております。ただ、それでなければいけないというわけではないので、参考として物を出して、それと同等のものを入れてくださいというような契約です。

【下田委員】 入札した会社それぞれの、いろいろな今既存で利用している仕様と同程度のものというふうな部分で確認しました。それで、今回購入する機器の耐用年数だったりですとか、保守点検とか、コンテナイン消毒保管機の維持管理とか、その辺は年間どのぐらい見込んでいるのか。6台増設することによって、そこら辺の試算というのはできているのかどうなのかというのをちょっとお伺いできればと思います。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 このコンテナイン消毒保管機ですが、おおむね通常使えば15年から20年ぐらい使えるものということです。できるだけ長く使えるように丁寧に扱っていきたいというふうに考えております。

【下田委員】 分かりました。結構そういった調理の業務用の機器はいきなり壊れたりですとか、あと、そういった大手の会社は、飲食店の人に聞くと、保守の部分でお金が出ていく、それで壊れる時期

不確定原稿

がある程度一気に入れたものが次々と壊れてくるというような部分もお話を聞いた中で、今、桜堤調理場に関してなのですが、運用を開始してそれなりの年数がたってきている中で、そういった業務用の機器の保守管理とか、その辺はどのような状況になっているのか。結構やはり保守管理が定期的に必要だとか、修理だったりとか、その辺はまだないのかどうなのかというのを伺えればと思います。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 桜堤調理場はできてから5年ほどたっておりますが、調理員は毎日、機具を使った後は清掃ですとかメンテナンスもかなりまめに行っておりますので、現状、設置当時とおおむね変わらない状況ではありますが、今後も、道具ですので、丁寧にメンテナンスをしながら使っていきたいというふうに考えております。

【大野委員】 ありがとうございます。今の話の中で、一つは、今回最大数のコンテナインを入れられることで消毒が一気にできるので、2回回していたのが1回になったということで、先日来ある、中学生からの御要望の、給食時間を長くしてほしいという話がありましたけれども、効率化することで給食が終わった後の皆さんの作業というのは何分ぐらい短くなるのか、何か効率化が図られる部分というのはどの程度あるのでしょうか。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 効率化が図れる部分ですが、おおむねコンテナは70個ほどあるのですけれども、そのうちの10台が2回転せずに済むということで、具体的にどれだけというのが、多人数で30人以上でやっている作業なので、それによって具体的な時間というのはちょっとここでは明言できないのですけれども、これまでよりは短くなる部分は出てくるというところでございます。

【大野委員】 ちょっと微調整ぐらいの感じなのですかね、分かりました。それで、この桜堤調理場なのですけれども、結構新しいというか、2021年に竣工していて、その間に、最初に3億円ぐらい機器を買って、その後もう一回、令和2年にも何か機器の購入をしていて、今回また少し買い足すということで、そもそも、たしか桜堤を造ると言ったときも補正か何かで急に上がってきて、結構ばたばたと、もう給食が作れなくなるみたいな、急速な生徒増加に対応するために造った経緯があったかと思うのですけれども、最初の想定と、ただ自然増というのですか、流入とかで児童生徒数が増えたから買い足していくようになったのか、学校改築とかの関係で。それで、学校改築も桜堤調理場を想定したときより大分後ろに倒れているといたしますか、いろいろあって、入札不調もありましたし、また、今、二中、六中の話もしっかり審議をいただいているので、そもそもの想定よりも学校改築自体が少しゆっくりに進んでいるのだと思うのです。その辺で、当初設定した桜堤調理場の負荷に対して、もうちょっと負荷をかけないと、その流れの中で最初よりも少し変わってきているというようなことがあるのでしょうか。その後の買い足しということと学校改築は関係があるのかどうかというところをお伺いします。

【祐成教育支援課長】 やはり当初造るときはなるべく、お金はかかりますけど、そんなに大きなお金をかけないというのはあります。なので、例えばですと、桜堤調理場は皆さん行ったことがあるかと思いますが、2階の窓から見えるところに大きい釜があります。それは当初1個少ない状態で、いつでも設置できるような状態にしていました。それはもちろん、今後、五小だったり、自校式のところがこちらに入ってくるというのは分かっていたので、そのときに、それに合わせて間に合うように釜を1個増設しようという話で、当初は釜を設置せずに、余計なお金というか、それをかけずに必要に

不確定原稿

なったらかけようということで設置をしてきたというところがあります。もちろん、計画が後ろ出しになって、いろいろ遅くなってくるのはありますが、私どもも計画の事務局に入っていますので、その点を注視しながら桜堤調理場の食数の管理というのを行っていきたいというふうに考えております。

【山崎委員】 先ほど複数のメーカーで今回は今使っているものと同等品ということで入札を行ったということですが、結果的に同じメーカーになったのか、それとも違うメーカーのものになったのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

【祐成教育支援課長】 今使っているものと同一メーカーのものになっています。

【山崎委員】 同一メーカーということで、多分保守や何かは1社との話し合いだけで済むことになったので、そういう意味ではよかったのかなと思います。それで、今後も長期間利用していくという話ですが、昨日の発電機の件でも、やはりこういう機械は物を大事に使っていても保守部品がなくなってしまうと結果的に使えなくなるというパターンがあるのですが、この商品に関しては、新しく購入して、まだまだ長く生産されて保守部品が安定供給できる状況なのか、その辺りの確認はされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 こちらの保管機ですけれども、他の調理場、他市の調理場でも多く使われているものですので、そちらについては現時点では心配ないというふうに考えております。

【山崎委員】 ありがとうございます。ちょっと昨日そういう話があったので聞いてみようと思って、安心できました。

先ほども釜なども状況を見て増やしていくという話がありました。他の委員からもあった、いろいろ一斉に買うと一斉に壊れてしまっていくことを考えると、ある程度そういうふうに途中で買い足していくって故障時期や何かがずれていくというのは、安定的に機能していく上でも必要だとは思いますが、今後もこういう設備を増やしていく予定がある、または予定まではいかないけれども可能性がある、そういうものが今後もあるのか、ある程度そろえ切ったのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

【牛込(一財)武蔵野市給食・食育振興財団派遣参事】 現時点では一定程度設備はそろっているものと思いますが、また今後、状況の変化だとかそういったことはあるかと思うので、それはその都度精査をして考えていきたいというふうに思っております。

【蔵野委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【蔵野委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第79号 コンテナイン消毒保管機の買入れについて、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【蔵野委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【蔵野委員長】 日程第6、議案第75号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算(第3回)第1表

不確定原稿

歳入歳出予算補正中、歳出 第2款総務費中、第1項総務管理費中、第14目児童対策費、第3款民生費中、第2項児童福祉費（人件費を除く。）、第10款教育費を議題といたします。

本日は議案に関連する資料が提出されておりますので、初めに説明をお願いいたします。

【久保田子ども子育て支援課長】 それでは、令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第3回）における物価高騰支援一覧について、議案第75号資料の御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。こちらは昨日の総務委員会でも同内容のものを提出しておりますが、今回の補正予算のうち、物価高騰対策支援としてメニュー化しているものを市全体で一覧化したものです。本日の文教委員会付託分は、ナンバー2、ナンバー5、ナンバー6、ナンバー7、ナンバー8となります。

まず、子ども子育て支援課分について御説明いたします。ナンバー5、物価高騰対応私立等児童生徒保護者負担軽減臨時給付金事業を御覧ください。こちらは令和6、7年度にも物価高騰対策事業の一環として実施しているものとなります。物価高騰の状況が続いており、子育て家庭においては特に影響を受けていると考えられる中で、市の子育て支援の対象になりにくい私立や国立等の児童生徒についての支援が必要であるという考えの下、令和6、7年度と同様、私立や国立小・中学校等に通う児童生徒等の保護者に対して、1万円分のデジタルギフトを支給いたしたいと考えております。補正予算額は3,106万9,000円となります。

続きまして、子ども育成課分についてです。ナンバー2、ナンバー6、ナンバー7、ナンバー8の私立幼稚園及び保育施設について一括して御説明いたします。こちらの事業も令和6、7年度にも物価高騰対策事業の一環として実施しているものとなります。昨日の総務委員会で歳入については質疑をいただきましたが、改めて御説明をいたします。物価高騰支援の事業内容について、大きく3つに分かれておりますので、順番に御説明させていただきます。

まず、ナンバー2、物価高騰対応臨時給付金（私立幼稚園）についてですが、こちらは認定こども園を含む私立幼稚園を対象に補助金を支出するものです。補正予算額は1,330万6,000円となります。

続きまして、ナンバー6、ナンバー8の物価高騰対応臨時補助金、認証保育所と認可保育所等についてですが、こちらは認証保育所、認可保育所及び地域保育事業を対象に補助金を支出するものです。こちらの事業の実施に当たりましては、東京都の物価高騰に関する補助金を活用いたします。補正予算額はそれぞれ514万7,000円と4,164万円となります。

最後に、ナンバー7、物価高騰対応臨時補助金（認可外保育施設）についてですが、認可外保育所を対象に補助金を支出するもので、こちらの事業の実施に当たりましては子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金を活用いたします。補正予算額は302万4,000円となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【蔵野委員長】 説明が終わりました。これより議案及びただいまの説明に対する質疑に入ります。

【三島委員】 では、幾つかお願いします。

まず、表にあります歳入の部分は昨日総務委員会でやっていたのですけれども、一応確認で、都の補助金が4月から6月となっているものも含めて、これは年間ということで考えていらっしゃるということで、たしか昨日そういう御返答があったかと思いますが、一応確認します。年間として、市として、出てこない部分がもしあっても出すということで確認させてください。取りあえず今のところで一回。

不確定原稿

【庄司子ども育成課長】 ただいま御質問いただきました補助金額につきまして、4月から6月までというところになっているところの歳出部分について、年間かというところかと思いますが、こちらは都の補助がまだ確定的ではございませんが、市といたしましては、歳出は1年分として確保したいというふうに思っております。

以上でございます。

【三島委員】 先にちょっとデジタルギフトのほうに行きます。歳出、3款の民生費の1目の児童福祉総務費の物価高騰対応私立等児童生徒保護者負担軽減臨時給付金事業について伺います。昨年、一昨年の事業と同じデジタルギフトの配布及びコールセンターの運営の委託料ということが入っているということでもいいのかを伺います。

あと、先ほど1万円分ということで、そこは昨年と同じということなのですが、一応何件配布想定での算出かも伺います。また、昨年度は想定の数件の使用がされたのか、その辺も伺います。

【久保田子ども子育て支援課長】 まず、この事業の内訳ということだと思いますが、3,109万円の内訳としましては、全額が本事業は委託料になっております。ただ、事業者に払う委託料の中でも事業費と事務費の内訳がございまして、まず事業費としましては、デジタルギフトの費用として、1万円掛ける2,500人分を想定しておりまして、2,500万円分、また、デジタルギフトの発行手数料として、1,000円掛ける2,500人で250万円、事業費としては合計2,750万円を想定しております。事務費としましては、事業者の事務経費として107万9,000円、コールセンター費用として105万9,000円、これらの郵送物を送る郵送費用としまして96万6,000円、事務費としては310万4,000円としております。また、これに消費税が46万4,000円入りまして、合計で3,106万9,000円としているところでございます。

今、2点目の御質問は、2,500人を想定しているというものになります。昨年度の支給実績になりますが、令和7年度の支給実績としましては、まず、令和7年12月12日から令和8年3月31日までの期間で行いまして、対象者2,379名に対して、受け取っていただいた方が2,230名で、受け取り率は93.3%となっております。

以上です。

【三島委員】 ありがとうございます。99.3%、ちょっと受け取っていない方がいらっしゃるというところが、もしこういうことというのが分かれば伺いたいと思います。

もう一つ、昨年度、一昨年度と同じということなので、スマートフォンを持っていない方は紙の商品券などでの受け取りが可能となっていましたけれども、そちらも同じであるかを伺います。それで、デジタルギフトの周知方法なのですが、商品券で受け取りたい場合の連絡先だとか連絡時間だとか、その辺も受け取りたい方が受け取れないくないようにと思いますけど、どんなふうな配慮など、考慮しているのかを伺います。

【久保田子ども子育て支援課長】 まず1点目の、今回93.3%の受取率に対して受け取っていない方の理由ですが、こちらについては残念ながら不明となっております。

次に、スマートフォンで受け取れない方は商品券かということで、こちらについては、実施通知の中に、スマートフォンではなく商品券の受け取りを希望する方はこちらの電話番号に御連絡くださいということで書かせていただいておりますので、そちらで対応しております。この対応についてはコールセ

不確定原稿

ンターを設置しておりまして、8時半から5時までの時間で対応しております。

以上です。

【三島委員】 コールセンターで8時半から5時までということで、そんなにたくさんではないのかもしれないのですが、コールセンターは平日だけですかということを伺いたいのですが、もう少し対応する時間があるといいのではないかなという思いはあります。昼休みにかけようと思っても忘れてとかということもあり得るかもしれないので、少しそこが対応できればいいかなという思いはあります。そこについても一応一言いただければと思います。

私立学校に学籍がある場合は、フリースクールやインターナショナルスクールに通っている子どもは対象外ということは、昨年度、一昨年度と同じでしょうか、伺います。

それで、物価高騰対応ということなのですが、就学援助費として給食費の補助を受けている場合は除きますということも記載が昨年のもなどがありますけれども、給食費の無償化とちょっと重ね合わせて出した事業ということでいいのか、一応そこも伺います。

【久保田子ども子育て支援課長】 コールセンターの受付は、平日、月曜から金曜日の8時半から5時になっております。昨年度、商品券で受け取った方は20名いらっしゃいまして、そういった方については商品券で受け取っていただいているので、また、この事業は今年度も12月の上旬から3月31日まで4か月弱実施する予定ですので、この間で何とか御連絡をいただければ商品券で対応できると考えております。

2番目のフリースクールやインターナショナルスクールについては、市立学校に在籍をしている方については、臨時の補助金ということですので、非常に簡易、迅速に支給するというので、この方々が果たして市立学校に通っている方なのか、在籍しているだけなのかということの調査をするまでの時間的余裕がないため、本事業については市立学校の在籍というところで線を引かせていただいております。

給食費の無償化と併せて考えているのかということにつきましては、どこかで線を引かなくてはいけないということで、今、学校給食費の無償化については国の事業、都の事業で補助などが行われておりますので、一定のそういった経済的支援を受けているという考えの下に、本事業については学校給食の無償化の対象になっていない児童生徒を対象としているところでございます。

以上です。

【三島委員】 どこかで線を引くということと迅速にやるためにはというところのお話を伺いました。ただ、市立学校に学籍があっても、フリースクールとかインターナショナルスクールとか、実際に毎日別の場所に通学しているお子さんがいらっしゃるわけで、その施設が学校教育法上の1条校ではないということで、でもデジタルギフトの対象がちょうど何か隙間になってしまうような。給食も市立学校では食べていない。でも、毎日通っている場所があって、お弁当を作っていくのか、そこで何か食べているのかという形になったときに、私立の学校、1条校のところに通っていればデジタルギフトの対象になるのだけれども、そうではない部分で対象外になる、給食の提供も現実的ではない、桜堤調理場ですまいる給食をやっているところに行くというののもちょっと現実的ではないと考えたときに、その隙間を埋める事業の設計に。今年度、3年目をやってくださるのはとてもありがたいのですが、1年目、2年目とやってきたので、その隙間を埋めるような事業の設計にさせていただくことが。ここでは迅速に

不確定原稿

支給しなくてはということがあるのだと思うのですけれども、設計していく前までのところでそういうことがしていただければと考えるのですけれども、見解を伺います。

【久保田子ども子育て支援課長】 本事業につきましては、やはり臨時で支給する、物価高騰に対応するものと考えておりますので、まずは迅速に一定の支援が必要な人に支給するものと考えております。ただ、市の子育て施策全体の中でこういった層に対して支援を行っていくかというのは、他の施策であったり、その方の状況であったりをそれぞれ鑑みながら、ほかの施策とバランスを取りながら検討していく必要がございます。そういったフリースクールだったりインターナショナルスクールに通っている児童生徒の本市の状況などを教育委員会と共につぶさに見ていきながら今後検討していく必要、別のところで考える必要もあるかもしれないと考えております。

【三島委員】 給食費無償化のときからちょっとお話させていただいて、お願いさせてもいただいってきていて、すまいる給食の利用が広がっていているのはいいし、あれを広げていってくださっているのはいいのですが、やはりそこに行くのは現実的ではない。でも、給食費無償化のところでも恩恵があるわけではないというか、別のところで毎日の居場所、毎日の学校があって、そこで食べているものについては何も出ないような状況の、ちょっと間に入っていってしまうような方を、ほかの子ども施策でというところもあるのですけれども、ちょっと隙間に入って、見えなくなっているわけではないのですけれども、どちらも選択することができないような状況になっている方についての部分も考えていっていただければ。また臨時で物価高騰対策をしていただくのは本当にありがたい、やっていってほしいことなのですけれども、ただ、検証していく中で、もし次にやるときにはみたいなことでも考えていっていただきたい、そこについてはこうやったらこういうことができるねみたいなことを考えていっていただきたいと思いますが、もう一回見解をいただければと思います。

ちょっと別のことも行きます。歳出の2款総務費の1項総務管理費の14目児童対策費の私立幼稚園等助成事業、3款民生費の2項児童福祉費の1目児童福祉費の認可外保育施設助成事業、2目児童処遇費の保育所運営委託給付事業は、物価高騰への対応を支援するための補助金ということで、当初予算になかったですが、必要と求めてきた物価高騰への支援の補助金が補正予算で組まれて、よかったと思います。それぞれの事業について、対象の園の数や金額算定の方法や、昨年、一昨年と同じで年間を通してということではあるのですけれども、いつから支給か、あと、使用品目の条件など、そういうものがあるのでしたら、そこを伺いたいと思います。

【久保田子ども子育て支援課長】 委員の御意見については十分に検討していきたいと考えておりますし、また、東京都などは子育て支援策として多彩なメニューをいろいろ打ち出しておりますので、そういった都の制度も活用できないかなども検討していきたいと思っております。

【庄司子ども育成課長】 まずは、園の数からお答えしたいと思います。総務費の14目児童対策費の私立幼稚園等助成事業の私立幼稚園の数ですけれども、現在は12園を対象として考えております。また、認証保育所につきましては10園、それから認可保育所につきましては34園を、今、対象としていところでございます。また、使途でございますけれども、特段、物価高騰対策ということで、我々の支出の目的といたしましては光熱水費ですとか給食食材費というところで考えておりますけれども、実際の園運営における使途につきましては指定をしていないところでございます。また、支給につきましては、

不確定原稿

昨年度も都のほうの要綱が後から示されてきたというところがございますので、こうした形での補正予算という形であったのですが、昨年度も同時期の決定の中で11月頃には支給の手続という形になっておりましたので、今回も補正予算をお認めいただいた後に各園との調整を進めて、可能な限り早い段階での支給をということで考えているところでございます。

以上です。

【蔵野委員長】 暫時休憩いたします。

○午前 11時54分 休 憩

○午後 1時00分 再 開

【蔵野委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

【庄司子ども育成課長】 先ほど午前中の審議におきまして、補助金の支出時期について委員からお尋ねをいただいた際に、交付の時期を11月というふうに御説明をいたしましたが、正しくは、11月から交付申請の手続を開始いたしまして、昨年度も同様でしたが、3月に交付を予定としております。先ほどの答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

【蔵野委員長】 質疑を続けます。

【下田委員】 午後もよろしくお願いいたします。

ナンバー5の物価高騰対応私立等児童生徒保護者負担軽減臨時給付金事業についてお尋ねします。先ほどの質疑で、2,500人を対象にしているというような認識なのですが、昨年度の効果検証というような部分で、どのように分析し、どのような効果があったのか、その辺はしっかりと聞き取り調査をしているのか。あと、先ほど利用率が93.7%で、200人ぐらい使われていない方もいて、そこら辺がなぜ使わなかったのか分からないというような答弁だったと思いますが、その辺はどのように分析というか、どのような形で考えているのかというような。あと、その辺の利用に至らなかった、申請に至らなかったところにどのようにリーチしていくのかとか、何か対策があるのか、いろいろとお聞かせください。

【久保田子ども子育て支援課長】 まず、昨年度の事業の効果検証ということです。この事業におきましてはアンケートを必須としておりまして、受け取っていただくのにアンケートを取っておりまして、その中では、満足度につきましては、昨年度の実績ですと、非常に満足、やや満足と回答した方が80%、どちらとも言えないといった方が15.1%、やや不満、非常に不満という方が5%ということで、8割の方には満足いただけているのですが、この中には非常に不満、やや不満という方もいらっしゃるということをもって、より今年度の事業としては使いやすいようにということで検討を行いました。

1つありましたのが、今までは実施通知に二次元コードを各自に振って簡易書留で送ってございました。二次元コードということで、金券になり得ますので、簡易書留で送っていたのですが、簡易書留ですと、やはり受け取るタイミングというのが難しく、御自宅で受け取るというタイミングが難しく、配送期間の期間の間に受け取れなくて再配達になってしまったという、再度こちらから発送するのに時間がかかってしまったりとか、また、簡易書留なので確実に受け取る必要があったところですが、今年度はパスワードとIDの方式にしまして、ログインのウェブ画面につきましては皆さん共通、その中でIDはランダムにこちらで振らせていただいたものを通知に記載します。パスワードは、例えば対象者の方しか

不確定原稿

分かり得ないようなルールに従った番号などを設定しまして、そういった形になっておりますということで送付をして、その方に入っていただく。そのことで、通知がなくても、ルールさえ分かっていたらそのウェブページにアクセスできるということで、二次元コードを確実に手元に置いておいて、いつも使うときに二次元コードから読み取らなければいけないとか、二次元コードをブックマークして携帯に落としておかなければいけないとか、そういった手間をさらになくするような形で、より使いやすい形に今年度は行うようにしております。また、周知につきましても、市報であったりホームページでやっているところですが、SNSなども使いまして、多方面から、できるだけ早い段階で周知をしていきたいと考えております。

【下田委員】 アンケートをやっているという部分で、自由記述みたいな欄というのはどういった意見があって、どういうところに不満を感じているのかというのをどのように分析しているのか、評価しているのか、教えていただければと思います。この事業に対して、先ほど内訳のほうも答弁があったと思うのですが、人員体制だったりとか、この事業そのものに人員をどのぐらい割いて、委託していると思うのですが、プロパーの職員がとか、派遣がとか、その辺の人員体制はどのような体制でやっていくのかというのも教えていただければと思います。

【久保田子ども子育て支援課長】 まず、こちらのアンケートについて、自由記述欄は、昨年度、おとしにつきましたは設けずに実施をいたしました。そのため、コールセンターでお問合せがあった際に御意見をいただいたものを市のほうに記録として残しております。その中で御意見としてありましたのは、令和6年度の御意見ですが、実店舗、オンラインだけではなくて武蔵野市内などの店舗で使えるようなものを増やしてほしいというような御意見や、教育関係で使いたいので教育関係のギフトを増やしてほしいというような意見もありましたので、令和7年度のギフトにつきましてはそういったものもより入れるようにしております。今年についても業者が決まりましたらそういうところを要請したいと思っております。自由記述欄を今後設けるかどうかについては、今後検討したいと思っております。

2つ目の人員体制につきましては、この事業につきましては丸ごと委託をしております。市の職員としましては、大体2名ではありますが、その2名が専属でかかりきりということではなく、ほとんどほかの本来業務と並行してやる程度というところに対応できているところです。

【下田委員】 分かりました。2名は兼務でやっているというような形。その委託で丸ごとをしている業者というのはどのように選定をしたのか、はたまた、昨年度、おとしと同じ業者なのか、その辺の選定の基準というものを教えていただければと思います。

【久保田子ども子育て支援課長】 おとしにつきましては、業者の選定におきましては、まず契約につきましては競争入札で行っております。こちらは簡易、迅速に行うためにも、プロポーザルを行っている時間がないので、競争入札で行っております。その上で、令和6年度は複数者に声をかけたところ、入札に応じたものが1者しかなかったため、その1者の事業者で行いました。令和2年度は複数者からの応札がありましたが、そのうちの1者に選定しております。令和6年度と令和7年度の事業者は結果的に同じ事業者になりました。

【大野委員】 では、引き続き、私立小・中学生の子たちへのギフトですが、事務報告書を拝見させていただきますと、令和6年、令和7年で、受取り者はそんなに大きく変わっていないのですけれど

不確定原稿

も、商品券を選ぶ方が6年度は5名で7年度は20名と紙のほうが増えているというところなのですけれども、理由は何か先ほど来の話だとあまり分からないみたいなのですけれども、お話を聞いていると、デジタルギフトよりも紙のギフト券のほうが自由度は高いということなのですかねというところと、そうすると、昨日の総務委員会でありましたけれども、VISAのバニラカードとかを今、全市民にという話もあって、自由度の高いデジタルギフトを考えるということも今後あり得るのでしょうか。

【久保田子ども子育て支援課長】 おっしゃるとおり、商品券は令和6年度は5名の方にお配りしたところ、令和7年度は20名に増えているというところ、こちらにつきましては一人一人にアンケートを取ったわけではないのですが、市の考えの一つとしては、令和6年度に実際にデジタルギフトで受け取られた方が、操作をしてみたところ、少し難しかったとか、これだったら紙の商品券のほうが自由度は高いと思われて。これは小学校、中学校に9年間通っている方が対象ですので、2年連続で同じ受け取りをされている方もいらっしゃると思いますので、では今年は紙の商品券にしようと考えた方がいらっしゃるって増えたりしているのかなとは思いますが、私どもとしましては、デジタルギフトにしても、紙の商品券にしても、使いやすいほうで受け取っていただければと思っておりますので、特にそこについてはこちらからの考えはございません。

それで、自由度が高いようにというのはおっしゃるとおりです。やはり物価高騰で使っていただくものなので、オンラインの買物が多い方はオンラインを、実店舗が多い方は実店舗をとということで、どちらかに偏ることなく、どちらでも使えるように。オンラインギフトのところは、実店舗で使えるデジタルマネーだったり、ポイントに替えることができる、1万円分をポイントなどに替えることができます。そうすると、ポイントで実店舗でお買物をしていただくこともできますので、そういった形でより何か一つの買い方に、買物の方法に偏ることなく使っていただけるように自由度を高めていきたいと考えております。

【大野委員】 分かりました。いい事業だと思いますので、ぜひ皆さんの御要望を聞きながら。

あと、紙の商品券の場合、現金でお釣りが返ってきってしまうのでしょうかというのをちょっと1点確認します。

あと、コールセンターを設けられていて、定期的に市のほうでコールセンターの御意見をまとめて聞いていらっしゃるのかなと思うのですけれども、一番近い声というのが多分コールセンターに集まってくるので、ぜひ、あまり中に入った委託業者の方がざっくりまとめてということではなくて、生の声に近い形で聞き取れるといいかなと思うのですけれども、その辺の聞き取りについてはいかがでしょうか。

【久保田子ども子育て支援課長】 紙の商品券のお釣りが出るかということにつきましては、私はそこまで詳しくないのですが、商品券によるのかとは思いますが。昨年、おとしの事業者が取り扱っていた商品券は1種類でしたので、その事業者が取り扱っている商品券によるということになるかと思います。

コールセンターにつきましては、非常に詳細な聞き取りをしていただいておりますので、要約であったり主旨だけではなくて、一言一句という形で大体伝えていただいておりますので、御意見は詳細に聞き取っております。また、コールセンターでは、市への御意見であったりとか制度全体に対する御意見がありましたら市のほうに回していただくようにしておりますので、市の職員が御意見を聞き取る場合も

不確定原稿

あります。

【大野委員】 分かりました。ありがとうございます。不正利用ということもないと思いますけれども、皆さんが気持ちよく使えるようによろしく願いいたします。

あと、保育所等の物価高騰緊急対策ということで、ここ3年間ずっと引き続きやられているのですか、ちょっと昨年度と予算ベースで比較してみたときに1.4倍ぐらいの金額になっているのですけれども、この辺は多分施設数はそんなに増えていないと思うので、単価が上がったということでもよろしいのでしょうかということと、2番の私立幼稚園については市が独自で多分されていることなのかなと思います。が、ここも東京都の補助金に合わせる形で単価を決めていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

【庄司子ども育成課長】 ただいま御質問いただきました予算額につきましては、委員お見込みのとおり、東京都の補助単価が上がっておりまして、これは実は昨年度の1月から3月分という形で上がった単価がそのまま引き継がれたという形で今年も継続しているというところでございます。また、幼稚園につきましても、市の独自の事業ではございますので、東京都の単価上昇を見まして、こちらも同率程度に単価を上乗せしたというような形になっております。

以上でございます。

【大野委員】 ありがとうございます。

最後に、教育費のところです。市民会館の物価スライドでちょっと上がっているというところについて詳細を教えてください。

【神谷施設課長】 今回、今工事を進めています市民会館大規模改修の建築、電気、機械、全ての受託者から、賃金が急激な変動に伴って増額になりますよという契約変更の申請ができる工事約款第24条6項のインフレスライドというような形の申請の予算補正という形になります。今お示ししている金額が各事業者さんからこれだけ上がっていますというような申請の額という形で今回予算補正するという形になります。一応基準日を定めまして、今、基準日が6月から7月で定めていますので、一応残工期が3月15日までですので、約9か月分ぐらいの部分で物価を見てくださいというような形の協議になります。一応、次の4定のところで、事業者と協議して決定した金額で契約変更の議案を出したいというふうな形で今、考えております。今後、事業者さんとは最終的な金額を協議していくような形になりますが、基本的に、出してきた金額に対して、私たちは公共単価を使って見積りとか物価本とかを使っていますので、同じような物差しで上がった部分の積算をしまして、そこから残り分を算出するという形で協議して、納得した上で契約変更という形に行きますので、今のところはそういうような形で進んでいるところでございます。

以上です。

【山崎委員】 午後、よろしく申し上げます。

午前中ちょっと話にあったフリースクール、インターナショナルスクール等に通っている児童の件なのですが、そういうところに通っている児童生徒数の人数の把握というのはできているのでしょうか。また、今していない場合、今後することというのはできるのでしょうか。

【久保田子ども子育て支援課長】 現在、市立学校に在籍をして、フリースクール、インターナショナルスクールに通っている数ということですが、所管は教育支援課になりますので、子ども子育て支援

不確定原稿

課では把握しておりませんが、今回、対象者を抽出する際に教育支援課と協力をしてやっておりますので、教育支援課においては把握しているのかもしれませんが、私どもの事業の中では直接そういう分けで抽出しているわけではないので、今、この場で数を申し上げることができません。申し訳ございません。

【山崎委員】 把握できていれば、聞けば、その人数が分かれば当然そういう人たちも対象にすることはできるので、ぜひ今後そういう部分も含めて。常時学校に通っていない子であれば、当然、給食の恩恵、無食の恩恵を受けていないことになるので、少しそういうことも検討していただければと思いますので、要望とさせていただきます。

【蔵野委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【蔵野委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第75号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算(第3回)第1表 歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費中、第1項総務管理費中、第14目児童対策費、第3款民生費中、第2項児童福祉費(人件費を除く。)、第10款教育費、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【蔵野委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【蔵野委員長】 次に、行政報告に入ります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、報告をお願いいたします。

【月原教育企画課長】 それでは、令和8年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について御説明いたします。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は、その事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の報告書を作成し、公表しなければならないということが定められていることから作成したものでございます。

報告書の構成を御説明いたします。報告書を開いていただいて、2ページ目から12ページまでが、令和7年度の教育委員会の教育目標及び基本方針を掲載しております。13ページには、基本方針に基づいて定めた重点事業を掲載しており、こちらを今回の点検評価の対象としてございます。そして、14ページ以降に、それぞれの事業の取組内容及び評価を記載していき、教育委員会で自己評価を行った上で外部有識者の方3名に御意見を伺っております。報告書の35ページから、外部有識者よりいただきました御意見を掲載しております。

この報告書につきましては、この後、市政資料コーナー、図書館、また、ホームページでの公表を行う予定でございます。

説明については以上でございます。

【蔵野委員長】 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

不確定原稿

【三島委員】 では、幾つか伺ってまいります。

15ページの事業2について、まず伺います。地域と連携した部活動の推進ということで、部活動指導員の指導力向上のための研修も年2回行って進めているとのことですが、指導員の方から悩みや困り事みたいなところの相談の窓口みたいなものはあるのか、そういうことについてはどのように対応されているのか、伺います。

また、拠点校方式部活動の場合に、子どもの様子が中学校で把握しにくいということもあるのかなというふうにちょっと考えるのですが、子どもの様子や声の把握をどのようにする仕組みとなってやってきたかということを伺います。

【杉谷指導課長】 拠点校部活動のことについてお答えいたします。

部活動指導員の悩み事の対応なのですが、部活動指導員のためのコーディネーターを1名配置しております。そこが中心になって、悩み事について把握するということを中心に聞いてもらうシステムをしております。また、その対応については、部活動指導を担当する拠点校の教員と共に解決しているところがございます。

また、子どもたちのほうの把握というところになると思うのですが、今議員がおっしゃったように、拠点校部活動の児童の様々な把握についてはこれからまだ課題があるかなというところは認識しているところでございます。ただ、今、拠点校部活動を推進するに当たり、拠点校を仕切っている先生と、また部活動指導員との連絡体制をしっかりと取りながら、子どもたちの安全で安心な取組を推進していきたいと考えております。

【三島委員】 これは振り返っているところなので、聞き方もちょっとどういうふうにすればいいのかなと思いながら、でも、課題の部分も含めてやっていくということもお答えいただいたので、令和8年度の上半期のものが昨日の教育委員会の中では出ていたので、すみません。

では、別のことに行きます。16ページ、教育相談体制の充実、不登校対応の充実の取組内容の校内別室の整備について見ていきますと、学校によって大分違ったりもするかと思いますが、1日平均5人の児童生徒がいるとのことなのですが、荷物置場とか広さとか照明とか空調とかそういう整備の部分で、1日平均で5人、もしかしたら多いところはもっとたくさんいらっしゃるみたいになる場合の体制がどうなっているかを伺いたいと思います。

あと、同じところについて、評価（成果と課題）について、支援数はあるのですが、支援によって子どもや家庭の状況の変化、何かその辺が評価で読み取れるといいなと思っていたのですが、その辺について、子どもや家庭の状況のこういう変化があったとか、その辺をちょっと伺えればと思います。

【志賀教育相談支援担当課長】 2点御質問いただきました。

まず、別室に関しまして、人数に比べて荷物置場等の状況はどうなっているかというところでございます。御認識のとおり、別室という制度ができたのは学校ができてからになってしまいますので、こちらとしては特別な施設を全部整備できているかというところ、そういう状況ではございません。ただ、学校が各校の実情に応じて一番ふさわしいと思うところで整備をさせていただいているので、その状況は教育支援課としても把握をしながら、共に進めているような状況でございます。

不確定原稿

もう1点の関係機関の連携の関係で、状況の変化が読み取れるかという御質問だったかと思いますが、なかなか個別のケースに関しまして状況の変化を外から見るのは難しいかなというような状況にはなっておりますけれども、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが共に適切な関係機関にきちんと連携をすることによって、いい方向に向かった支援ができているというふうには認識しておりますが、なかなかこれは表現をするのは難しいかなと考えております。

以上です。

【三島委員】 ありがとうございます。学校ができてからの別室のところなので、これから学校改築計画等でもその辺も意識して、しっかり入れていっていただきたいなと思います。また、それを待たずに、今使っているところ、各学校で工夫しているのだと思いますけれども、冷房は入るようになっていっているということを伺ったのですが、その辺も各学校と、聞き取りも含めて、しっかり環境を整えるということもとても大事なことです、よろしくお願いいたします。

支援による子どもや家庭の状況の変化は、いろいろあるからなかなか難しいので、その辺をどう捉えているかなということをちょっと伺いたかったのも、もしもうちょっとこういうことがあったということがあれば、個々のケースをとということではなくて、これだけ相談件数があつて、その中でこんなふうになっていますみたいなことがもしあれば伺えればと思います。

同じところでもうちょっと行きます。不登校巡回教員連絡会議や不登校巡回支援員など、大きな、学校をまたいでの市の中での連携が進んでいって、その成果も現れていると、前、ほかの会議で伺ったかなとも思うのですけれども、校内の教員との連携、校内の部分での連携みたいなことがあまり記述にはないように思ったので、その辺をちょっと伺えればと思います。

【志賀教育相談支援担当課長】 まず、1点目の関係機関との連携の中でどういう変化があつたかというところですが、例えばスクールソーシャルワーカーでいいますと、スクールソーシャルワーカーが担当している支援をしているお子さん、または保護者に関しての報告というものを、毎学期、ほとんど全件受けているような状況ですので、そこで、前の学期に比べてこういう取組をして、こういう変化があつたり、またはなかったりというような状況は把握しております。そういった意味では、状況の変化は事務局としては把握をしているような状況でございます。

もう1点、不登校の関係で、校内の教員との連携という形ですが、例えば学校の中では校内委員会などが開かれていることが多いと思いますので、そういったところにスクールソーシャルワーカーであったり、担当のスクールカウンセラーがそこに入って情報交換なり意見交換なりをすることによって連携を進めていると、それは日常的に行っているところでございます。

以上です。

【三島委員】 ありがとうございます。変化の状況のところ、また、こんなふうに目的からこういうふうになっていっているよ、件数はこういうふうが増えていって、こういうふうにできているよみたいなことがまたさらに伺えたらいいかなと。今日でなくていいので、評価のところでもよろしくお願いいたします。検証、把握のところでもよろしくお願いいたします。

校内の連絡会議のところ、連絡をどういうふうに行っているか、連携のところ、校務委員会などにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方が出席して一緒に検討など、担任の先生なんか

不確定原稿

がいらっしゃるところも含めて、日々の日常の中でももちろんあるだろうし、ただ毎日出るわけではないので。でも、その会議に出られるような曜日設定や保障なんかも含めて調整をされているということで、そこがしっかり関わっていけるように、その辺もよろしく願いいたします。

18ページに行きます。事業4の教育データの蓄積と活用と校務DXを中心とした働き方改革の推進で、ミライシードやデジタルドリルについて、まず教員の働き方改革の推進というところでDXが入ってくるというのは分らなくはないのですけれども、ただ、これは子どもたちの教材なんかにすごく関わる部分、授業内容なんかにすごく関わる部分だなと思っていて、たまたま重点項目にない方からなのかもしれないのですが、教員の働き方改革の推進の事業の項目に何かどんと入っているところが、ちょっと私としてはどういうふうに解釈すればいいのかなと思いましたので、その説明をもう少しいただければと思います。

また、ミライシードの導入についてちょっと私が追い切れていないので、一つの業者のものだと思うのですけれども、ミライシードを選択決定の経緯を伺います。武蔵野市学習者用コンピューター活用検討委員会の中でちょっと追っていったのですが、私がうまく業者選定となった部分について追い切れなかったもので、どのような議論があったか、最終的にこういうことでミライシード、この会社にしたみたいなのところかもし分ければというか、分かると思うのですけれども、教えていただければと思います。

【杉谷指導課長】 まず、こちらにミライシードを載せている状況という、校務DXのことだと思うのですが、確かに表現の仕方としてはちょっと分かりにくい表現なのかなと、今御指摘いただいて感じるところでございます。ただ、子どもたちにとって、より使いやすい、また、より今求められている個別最適な学びだったり、協働的な学びだったりを推奨するためのソフトとしてはミライシードがとてもいいということ、また、個別最適な学びと協働的な学びをより効率的にやるということが教員の働き方、有効というか効果的な働き方につながるということでここには書かせていただいたという経緯がございます。それが1点目でございます。

2点目についてなのですが、このことについては、昨年度、ミライシードになる前にプロポーザルを行ってございます。様々な似たようなソフトがある中、校長会とか、また研修にも、いろいろなものに触ってもらいながら、御意見をいただきながら、今求められている、先ほども述べさせていただいた個別最適な学びだったり協働的な学びがより効果的にできるようなものは何ぞやということで話させていただいた上で、プロポーザルをして決定させていただいたという経緯がございます。

以上です。

【三島委員】 個別最適な子どもたちの学びにとっていいものということで考えていたというところなのですが、事業の中にそれが入っていないということか、ちょっと分からないのですけれども、働き方改革の推進のところでミライシードを入れるみたいな形になっているところが、何かちょっと事業がほかに、例えば個別最適な学びをどうのこうのという事業があって、そこでこれこれこういう過程で子どもたちの学びにとっていいと思ってこういうふうに入れたみたいなのではなくて、働き方改革のところで、実際にはその事業の中で教員が効率的に学びを進めていくために効率的に必要なのだよということに入っているのかなと思うのですけれども、ちょっと何か見え方が、では教員の効率化のためにこういうものを入れたのかみたいな、そんなふうはこの冊子だけ見ると読めてしまうというふうに思いま

不確定原稿

したので、その辺は何のためにこれを入れなくてはいけないかなと検討されて入っていったというのが、重点事業がこうだからなのかもしれないのですけれども、すごくそこは気になって読みましたので、そのことはお伝えして、これは令和7年度で終わって、また8年度のところを今やっていっているのだと思いますけれども、その辺で、では、子どもたちの学びのところをどうこの事業のところに入れ込んでいってやっているのかなというところは、私はもっと見えたほうがいいのではないかなと思いましたので、お伝えさせていただきます。もし見解があったらお願いします。

別のことにいきます。別のことではなくて、この部分でもう一つだけありました。すみません。武蔵野市学習者用コンピューター通信を、臨時号は除き、令和7年3月で、この後、臨時号が事情があって出されてはいますが、休刊としています。一応理由が書かれているのですが、役割は保護者連絡帳アプリが担うようになったということのようなのですけれども、いろいろなことを進めていっている中で、保護者以外は見られない状況にあえてしているのか、ほかで、実はここで見られますということがあるのか。あと、教育委員会の武蔵野市立小・中学校ポータルサイトが今どの程度動いているのかが、すごく更新されているところと、あまり更新されていないのではないかなというところがあって、学習者用パソコンのLANはあまりその辺のものをに入れていくということを考えていないのか、ここにはそういうことは入っていないので、ただ、関連している部分だと思いますので、そこについて伺えればと思います。

【清水統括指導主事】 まず通信でございますけれども、ポータル内で教員と、それから、保護者の校務支援システムがございますので、その中で実際にICTを使って通信を行うようにしております。ただ、そうしますと地域の方には広まらないので、その点は検討の必要性もあるかもしれないというふうに感じました。それから、ポータルの更新でございますけれども、実は共有フォルダというものを作成しまして、その中で教員とは、教員はそちらのほうが見るのですよね。1回、授業前に見るということで、そちらに移行しております。

【三島委員】 ありがとうございます。全てのものが外から見られるようにする必要があるか、ないかということはあるかもしれないのですけれども、ただ、例えば保護者向けだったということがあっても進めていく中で通信を出して、今さらに進めていくことがあったり、いろいろ分かっていくところがあるところで、どこまで公開するのか、全く外から見られない状況がいいのかどうか、その辺も含めて理解いただくためにもお考えいただければと思います。

別のことにいきます。20ページです。事業の6の第二期学校施設整備基本計画の策定について伺います。④の設定目標と取組内容のところ、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎の在り方について検討を進める。それから、全市的な視点から中学校の適正な数や、後半は同じような文章ですけど、進めたに対して、評価のところでは、審議会では小・中学校適正規模について1校12から18学級とまとめた、その上でというふうになっていて、設定目標と取組内容の全市的な視点から中学校の適正な数というところと評価の部分が整合性というか、かみ合いが何となく読み取れないのです。私は整合していないように考えたのですけれども、そんなふうには受け止めたのですが、全市的な視点から中学校の適正な数についての検討については、審議会の議論を教育委員会としてはどんなふう考えていらっしゃるのかを伺えたらと思います。

不確定原稿

【村越学校施設計画担当課長】 設定目標と評価のところのうまくみ合っていないところの御指摘をいただきました。評価のところ、小・中学校の適正規模についてというところを書かせていただいておりますが、こちらについては、全市的な観点から中学校の適正な数というところを議論するに当たって、そもそも全市的な視点でこれからの学校をどれだけの規模でつくっていくのが子どもたちにとって最善なのかというところをまず最初に審議をいただいております。全市的な視点で、まず適正規模という形で、その規模の審議をしていただいた上で、その後のところの話を進めていったという形になっております。すみません。この記載がうまく伝わってなくて大変申し訳なかったです。

【三島委員】 ここでいろいろ全ては言い切れないのですけれども、ただ、これを見た限りでも、設定目標、取組内容、評価と見たときに、整合性がどうなっているのかなと、議論の詳細のところも見てもということもあるのですが、取りまとめたものとして、この形の取りまとめで本当にいいのかなという思いはあるということは伝えさせていただきます。

先へ行きます。22ページ、事業の7、安心できる学校・学級風土づくりの設定目標にあるスクールカウンセラーの面談のところについて、設定目標にはあるのですけれども、その後の評価の辺りでスクールカウンセラーの面談についての記述や、あと、取組内容のところでも触れられていないので、されているというふうに私は認識しておりまして、対象児童生徒、新入生は多分、全員やられたりしているのではないかなと思うのですけれども、その辺が変わっていることもあるのかなと思いますので、対象児童生徒や設定、期間や方法について、また、そこについての評価はどういうふうにされているのかを伺えればと思います。

【杉谷指導課長】 スクールカウンセラーのことについてお答えします。今回、スクールカウンセラーの面談については、いじめに関することの対応についてスクールカウンセラーの面談も入っていますよというような書き方をさせていただいているところがございます。ただ、スクールカウンセラーについては、毎年、5年生は確実に都のスクールカウンセラーだったり、市のスクールカウンセラーと協力しまして、全員面接というのをしております。また、それ以外にも転入生が入ってきたり、また、もちろん何か悩みがあったりということについては確実にスクールカウンセラーを通して様々な話を聞いている実態がございます。

以上です。

【三島委員】 すみません。この記述も、私は、安心できる学校・学級風土づくりで、予防的なことも含めてスクールカウンセラーの、小学校は5年生で、多分中学校は中1でというふうに思っているのですけれども、全児童、全生徒を対象にされているところをやはり予防的な、いじめに関すること等々の対応も含めて、先にいろいろなことを知っていくとか、そういうことも含めて、抱えている問題も含めてやっているというところが設定目標に入っているのかなというように捉えたのですが、そうではなくて、実際起こったときにスクールカウンセラーが対応しますよということが設定目標は書いてあるだけということなのですか。その辺が、だったら当たり前のことだけみたいと思ったのですが、もう1回伺っていいですか。

【杉谷指導課長】 今、委員がおっしゃったように、基本的にスクールカウンセラーのことについては、確実にやるのは先ほど私が答弁させていただいたところが確実にやることになっております。全員

不確定原稿

をやるというような設定の時間はさすがに取れるところもないので。ただ、スクールカウンセラーについては、それぞれいつでも予約が取れるような状態にはなっております。なので、悩みを相談できるような状態をつくっているとか、また、教員がその子について心配だなとか、保護者が心配だなということについては全て対応ができますというところで、スクールカウンセラーの面談というふうに書かせていただきました。

以上でございます。

【三島委員】 書いた理由は分かりました。それで行くなら、逆に言うと、小学5年生と中学校1年生は多分、全児童、全生徒面談をやりましょうということで以前はやっていたと思いますので、そこが後退しているという意味だったら困るなとは思うのですけれども、では、そちらについても、安心できる学校・学級風土づくりの大事なやることとしてやっていたと思いますので、それをやらなくなってしまうから取組内容、評価にないのだとすると、私は、それはやるべきことをやれていないのではないかなという思いもありますので、そこは設定目標のところで入れていないのだったらやっていって、以前と同じようにやっていっていただきたいと思いますし、それについての取組内容、評価のところに、例えば1学期のここまでやりましたとかそういうことが入ってきて、評価するところでもきちんと確認していけるものにしたほうが安心できる学校・学級風土づくり、いじめのことについても、予防についてもより効果があることになるとと思いますので、そこは私は入っていると思って聞いていたので、ないのだったら考えていっていただきたいと思います。もし御返答あればお願いします。

先に行きます。すみません。

【志賀教育相談支援担当課長】 スクールカウンセラーの所管が教育支援課になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。委員御指摘のとおり、平成26年度から、小学校5年生と中学校1年生を対象にして、全員面接を実施しております。目的としては、いじめや不登校など問題行動の未然防止と早期対応という御指摘のとおりのところでございます。これは今でも継続的に実施されています。この記載について、教育支援課と指導課で連携ができなかった部分があったかなと思うのですけれども、毎年実施していて、当然のように実施しているものですから、その辺りで、何といいますか、特筆すべき内容というか、毎年継続的に行われているのでというところで記載ができなかったのかなという認識でございます。ただ、委員御指摘のとおり、今年度も昨年度も実施しているような状況でございます。

以上です。

【三島委員】 ありがとうございます。では、そういうことだったということで分かりました。ただ、もう当たり前になっているからということだとそれはそれでいいのですが、ただ、やはり意識して確認していったら、その結果みたいなところは大事にしていくところなのかなという思いはありますので、そこはお伝えいたします。

別のことにいきます。24ページ、事業8のより広いインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の充実についての評価の②の時間縮減というところで、実施できた就学相談件数や転学相談の件数が書かれているのですけれども、この数字、この件数はどういうふうに見たらいいのか。実施できたことがどのように特別支援教育の充実につながっていると評価されているのか、そこまで伺えればと思いま

不確定原稿

す。

【志賀教育相談支援担当課長】 発達検査の体制についての御質問でございます。まず件数についてなのですが、令和7年度、165件実施をいたしました。その前の令和6年度は144件という形なので、就学相談のニーズが高まっていることに伴って、件数自体はちょっとずつ増えていっているのかなというところなんです。今回、検査体制の見直しを行った目的が、今までは検査の主な担当が教育支援センターの教育相談員、カウンセラーだったものですから、カウンセリングの業務をしながら検査もやるとなると、なかなかそこだけに時間を割くことができないので、どうしても検査に時間がかかってしまうというようなことがあって、その検査に時間がかかってしまうことによって、特別支援教育が必要なお子さんがスムーズに支援につなげられなかったようなケースが今後出てきてしまうと困るので、発達検査のほうの時間をスムーズに短縮することによって、より子どもたちの支援につなげるようにというようなことを目的に見直しを行いました。結果、一概にはどのくらい短くなったというのは申し上げるのは難しいのですが、前年度に比べて期間が縮減されているというのは事実ですので、子どもたちのよりよい支援に向かって体制の見直しができたかなというふうに捉えております。

以上です。

【三島委員】 ありがとうございます。縮減できて、つながることももしかしたら早くできたりしているというふうに受け止めているということなのですかね。その部分が、逆に違う方が検査するところでつながりにくいということではなくて、きちんとそこからつながりがしっかりできているという認識でいいのか。その確認のお答えだけいただいて、別のことにいきます。

30ページの事業4、体育施設の計画的な改修修繕の評価の②のところ、いただいた意見も踏まえながらとありますが、どのような点を踏まえてということがもしおっしゃられれば伺いたいと思います。

31ページの事業16も行ってしまう。市立図書館を支える人材の育成の事業の趣旨・概要のこれからの図書館を支える図書館には図書館を含む市政全体の様々な視点を持ちながら、計画の策定と進捗管理、人事・予算・施設のマネジメントを行う市職員としての知識と実務経験、そして図書館サービスに必要な図書館員としての知識と実務経験の両方が求められる。結構すごい文章だなと思ったのですが、第六期長期計画・第二次調整計画に、図書館サービスの充実として、庁内の各部署や市民活動団体等と図書館の連携を進め、地域の課題解決に図書館の資源を活用できるよう取り組むとあり、今回のこれを見ますと、取り組んで、22か所行って、取り組まれたということなのですかね、趣旨・概要のところで、これからの図書館員、これだけのことをできる図書館員ということで本当にやっていくということなのか。もうちょっとここについて説明いただければと思います。

【志賀教育相談支援担当課長】 まず事業8についてお答えいたします。体制の変更によって支援につながりやすくなってよいかというような御質問だと思いますけれども、体制を変更して、教育支援センターから、特別支援教育を主に担当している係に体制が変わりましたので、発達検査自体が就学相談であったり、あとは通級判定であったり、そういったところに使う資料になるものですから、より特別支援教育に近いところで担当しておりますので、おのずから支援につながりやすくなっているものと認識しています。

以上です。

不確定原稿

【茂木スポーツ推進担当課長】 市営プールの更新に関する基本計画で得られました43件の御意見について反映させられる点はというところで御質問いただいているかと思います。まず設計に反映される意見としては、競技利用に可能なプールであるとか、健康、日常利用に使いやすいように、それから、子ども、家族、レクリエーション機能等の充実、多機能ユニバーサルデザインと、それから、これはもちろんですけど、安全・安心機能、または付帯機能としての採暖室等の居心地のよさ、こういったもの。それから、運営、事業手法、使いやすい使用料金のシステム導入、こういったものを考えているところでございます。

以上でございます。

【森本図書館長】 ありがとうございます。事業16の事業の趣旨・概要のほうに書かせていただいた図書館員の役割のところの部分の御質問でございますけれども、こちらの設定の背景といたしましては、図書館員なのですけれども、ずっと図書館に勤務している、図書館だけに勤務している職員というのがやはり多いというところがございまして、やはり外局でございますので、目の前にお客さん、利用者の方がいらっしゃるって、そこへの対応というところが基本的にはメインになってくるのですが、そこ以外に市政全体の大きな課題というのが種々ありますので、そういうところも捉えながら、やはり利用者の方に接していく。それを実際の図書館の取組である、事業の中でも触れさせていただいておりますけれども、展示ですとか、そういった発信のほうにも生かしていくというところは非常に重要なと思っていますので、この辺り、図書館の人材育成計画のほうにも書かせていただいておりますけれども、そういった従来よりはマルチな役割を果たしていくことが必要だろうというふうに考えまして、こういった記述にしております。

【三島委員】 施設のところをまず伺って、あと、広さなど、広さというか、どのぐらい利用できるかみたいな声もあったかなと思いますので、まだこれから細かい設計というところで何コースぐらい設定できるかとか、そういうところもしっかり考えていつていただきたい、声を受け止めてというふうにしていきたいと思います。伝えたことについて御回答いただきます。

図書館のほうはマルチな人材でやっていくということで、となると、採用の部分について、そういうことも意識して採用していつている、または、しているということなのでしょうか。その辺もすみません。伺えればと思います。

【茂木スポーツ推進担当課長】 今現在、プロポーザルで決まった業者と設計を進めておりますので、また業者を含めて御説明をいたしたいと思っています。今現在っております。

【森本図書館長】 先ほどの答弁と実際の採用との関係というところでございますけれども、図書館員の採用については、正職員については、人事異動で、基本的には配属される職員というところですので、そこはそれまでの経歴をやはり生かして対応していただくというところは非常にアドバンテージかなと思っていますので、そういうところは引き続き生かしていくというところ。また、パートナー職員さんに関しては、実際の業務的には窓口業務がメインでございますので、基本的にはそこを主戦場として役割を担っていただくというところがメインになりますので、どちらかという、このマルチさというのは若干、正職員に比べれば劣るかなというところはありますけれども、各種、管内で例えば研修を行ったり、地域課題に関して、そういった知識を高めていくという取組も継続的に行っておりますの

不確定原稿

で、そういう中で、市政のトレンドであったり、そういうところの情報提供というところも正職員のほうからも併せて行いながらレベルを高めていっているというような状況でございます。

以上です。

【下田委員】 簡潔に何点か質問させていただきます。事業4、17ページの教育データの蓄積と活用というところで、先日、8月26日、東京都のほうアンケートを公表したと思います。御存じでしょうか。その中で、時間外在校時間が80時間を、この次のページ、2のところで、教員が減少し、1か月の時間外在校時間が45時間以下の教員の割合が向上したと書いてあるのですが、アンケートでは、東京都の約3万人の方にアンケートをして、今年6月の在校時間の割合、この45時間、今年6月の月です。45時間は38.5%というようなアンケート結果になっております。80時間以上が7.7%というような、東京都のアンケートではなっている中、武蔵野市、この評価のところでは割合が向上したと。実態がなかなか見えないのですが、実際にどのぐらいがどのぐらいになったのかとか、その辺の評価というものを教えていただければと思います。

あと、アンケートによって管理職と現場の教員に差が生じているというような、校長や副校長におかれましては、業務がいろいろと減ってきて、時間が取りやすくなったと言っている一方、現場の教員に対してはさほど変わっていないという御意見も多数ある中で、市としてはこの辺をどのように分析し、評価し、この施策につなげていくのかというのを教えていただければと思います。

【清水統括指導主事】 まず最初の割合のほうでございますけれども、45時間未満の教員が、令和6年度は、小学校5%程度、7年度は約3%程度で、2%減りました。それから、中学校では8%から6%で、やはり2%ほど。小・中併せても2%ほど減っておりますので、このように書かせていただきました。それから、東京都のアンケート、私も見ておまして、管理職と教員の意識の差というのが表れていたなというふうに感じておりますけれども、業務量ですとかICTを使ったりなどですとか、働き方改革を進めてはいるのですけれども、教員にとりましては、やはり教材研究ですとか、もっとあれもやりたい、あれもやりたいということで、どうしても時間が足りない、もっと教材研究したいというところの意識の差の表れだというふうに捉えております。

【下田委員】 分かりました。ぜひとも働き方改革の推進というのは、非常にこれからもいろいろなことをしていくと思うので進めていただければと思います。

次、事業6、20ページの第二期学校施設整備基本計画の策定というところで、今、積極的に周知広報を進めて、地域の方々に丁寧に周知説明をしていると思います。しかしながら、なかなか来ているメンバーというか、参加していただけるメンバーが増えていないというような部分で、これは私の肌感覚なのですが、やっとならば、まずはそうした地域ですごく意識の高い地域活動をしているような人たちには伝わっているとは思いますが、あまり興味のないような人々になかなかこのことというのは伝わっていなかったのかなと。でも、最近ちらほら聞かれることがあります。そういった興味の、そこまで地域活動や、そういったところに興味のない、普通に生活しているような方々にもちらほら、二中、六中の卒業生の親御さんだったり、そういったところにやっと知り得てきているかなと。その親御さんが、このお子さん、僕たち世代のあまり全く興味のない、市外に出ていっていかれるような人から連絡をもらうこともたまにあって、えっ、二中、なくなってしまうのみたいな話をいただくこともあ

不確定原稿

ったりですとか、あとは地域を歩いていて、えっ、どうなるのみたいなのがやっとちょっと聞かれるようになってきたかなというような肌感覚があります。

有識者の方、35ページなのですが、そこら辺の中で、他方、第二中、第六中の再編統合、新校の設置といった市民生活の影響が大きい論点を含んでいることから、閉校が見込まれる学校の住民の声にも丁寧な耳を傾けながら、引き続き粘り強く周知、説明を重ねていくことが重要であると考えられるというような御意見もいただいているところでございます。

今後、どのように、そういった当該地域の住民に対して、さらに丁寧、そして周知、説明をしていくのか。本市としての方針というか、その辺をどのように、今ちょうど審議会が進んでいる中で、そろそろもう答申に向けていろいろなことがまとまってきていると思います。その辺の周知方法だったりですとか、今後、どういうふうにしていくのかを考えていく時期に入っている中で、どのような考えがあるのか教えていただければと思います。

【村越学校施設計画担当課長】 市民周知の件で御質問ありがとうございます。この報告書の時点は令和7年度のお話をさせていただいておりますが、中間まとめが出た後、3月には3駅圏で説明会をさせていただきました。その後、この委員のほう、外部有識者の方からいただいた意見も踏まえて、やはり当該地域には特に丁寧な説明が必要であろうということを我々も意識しております。

今年度に入ってからのお話を御説明させていただきたいと思うのですが、例えば防災の観点、避難所がどうしても一つ減ってくるということが審議会の中でお話をされています。ここの影響というのはかなり大きいということは審議会の中でも言われております。地域の中でも言われております。事務局としても、この情報をしっかりと地域に届ける必要があるというふうに考えております。この地域の自主防災組織の皆さん、特に境エリアと桜堤、2つの防災組織がこのエリアの学校の自主防災を賄っていただいている、避難所運営を賄っていただいているという形になっておりますので、そちらの両方の会長さんのところに御連絡させていただいて、個別に今の審議状況の御説明、また、審議の状況によって受けるであろう影響というところを一緒に御相談させていただきながら意見交換させていただいております。これはまず防災の観点での対応になります。

また、開かれた学校づくり協議会、こちらについても二中、六中の関係者の皆さんにまず情報を入れたいということで、個別に二中のほうと六中のほうを訪問させていただいて、開かれた学校づくり協議会の皆様のほうと意見交換させていただいております。

また、今年度7月には説明会、これまで3駅圏で基本的に大きな説明会というのを実施しておりますが、7月に実施した説明会については、夜間の時間、平日の夜間の割と集まりやすい時間を設定させていただいた上で、六中の学校の体育館での説明会、それから、二中での体育館での説明会、また、そこに来られない方については、土日のところの時間で、スイングホールで日中の時間でも説明会という形でやらせていただいております。今後も当然、説明会というのは必要になってくるかなと思っております。

また、草の根的なところで、それ以外の組織のほうにもリーフレット、審議会ごとにリーフレットを作らせていただいております。各会議でどんな話があったのか、これを取りまとめたものをリーフレットにまとめさせていただいて、市内の小・中学校、それから、幼稚園、保育園の全生徒保護者向けに配

不確定原稿

らせていただいているのと同時に、コミセン、それから、各種団体のほうにもデータを送らせていただいたり、ホームページで掲載させていただいたりというところで、周知のところは進めさせていただいております。

委員おっしゃるとおり、なかなか広がりというところが難しいところがございますが、市報も使い、SNSも使い、市議会ごとに傍聴にできるだけ参加いただいたり、オンラインで見えていただけるような仕組みというのをこれからも力を入れていきたいなというふうに思っております。

以上です。

【下田委員】 丁寧に行っていると思います。本当にできることは全て行っていると思いますが、なかなか伝わっていかないというのが悩ましいことだなと。やはり関係者に対しては丁寧に対面で、いろいろと審議状況も含めて行っていますが、大半の方がなかなか、そういった地域活動に関わっていない人、市報も読まないような人も多くいる中で、私たち議員もできることをやっていかなければいけないのかなというふうな形に思っております。やはり私の肌感覚としては残してほしいというような意見は多数いただいているところがございます。お隣、練馬区も、今、練馬と和光かな。光が丘とかある中学の統合のことでいろいろと区長が、白紙と言ったのに進めているみたいなことも言っているような活動をしている方とかもいたり、将来を考えると、非常にいろいろと分かるのですが、やはりその辺、丁寧に進めていってほしいなというのは要望とさせていただきます。

続いて行きます。事業14の体育施設の計画的な改修及び修繕というような部分で、他の委員から一般質問でも、この事業に対して否定的な意見も出ています。今後、今、プロポーザルで設計段階に入っている状況だと思うのですが、この委員会において、その辺、行政報告もいただけるとは思うのですが、今後のスケジュール感を教えていただければと思います。

【茂木スポーツ推進担当課長】 現在の基本設計、実施設計についての御質問をいただいています。プロポーザルによって決まった業者と今、進めておりますが、これは委員会ではなくて、委託業務の中で進めている状況でございます。スケジュール的には、年末にかけて、教育委員会定例会でお諮りして、その後、行政報告という形にはなってくるかと、そういったスケジュールで実施しております。

以上でございます。

【下田委員】 これは年末に行政報告いただくのは、設計というような、その辺の詳しい内容を教えていただければ。それで、その設計に対して、またパブコメだったりですとか、どういうふうに市民周知をして御意見を募るのか、その辺の手法も含めて教えていただければと思います。

【茂木スポーツ推進担当課長】 ありがとうございます。基本的にパブコメを取る形になりますが、基本設計になります。基本設計の内容を周知しまして、皆様から御意見をいただくような状況を考えております。市報ですとかホームページ、または関係団体のほうにも直接聞く、そういった手法で実施してまいりたいと考えております。

【下田委員】 分かりました。基本設計というようなことで、パブコメを取って、実施設計に向かっていくというような認識であります。なので、そのパブコメ自体では、様々、多少の手直し、変更というものもあるというような認識でいいのか最後にお尋ねします。

【茂木スポーツ推進担当課長】 先ほども少し申し上げましたが、基本設計でいただいた43件の意

不確定原稿

見もなるべく取り込むような形で設計してまいりますので、その中でいただいた意見のほうは反映させていただくことを考えてございます。全てということではないと思いますけれども、取り込んで、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

【大野委員】 よろしくお願ひいたします。ずっと毎年これは報告をいただいております、今さらなのですが、確認させてください。1ページのところで、評価の実践等について記載していただいて、一番最後の点検及び評価の実施方法の(2)のところで、総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとするというふうにあります、35ページからの有識者3人の方の御意見が載っているのですけれども、この有識者の先生方は、過去を見ますと、この先生方、令和4年から同じ方が書いていただいているようなのですけれども、その選定、継続期間と言うのですかね。選定についてということと、有識者の先生方と何らか教育部のほうで意見交換というか、対面でお話をする機会があるのか。この書面として渡して、書面として先生方からこれが戻ってきているのか。先生方とのやり取りについて教えてください。

【月原教育企画課長】 まず1点目の委員の方の選定についてというところですが、委員おっしゃるとおり、令和4年度からの方もいます、令和3年度からの方もいます。あともう1人は令和5年度からというところで、こちらについての選定のポイントとしては、武蔵野市の教育について見識をお持ちの方という形で、これまで選定しているところでございます。委員の方とのやり取りについてなのですが、今年度で、この報告書を作るに当たりまして、7月に委員の方に来庁していただいて、こちらの報告書のベースとなる、こちらで言いますと14ページから34ページまでの各事業の教育委員会での点検評価のものを見ていただいて、各御意見をいただいているようなところでございます。

【大野委員】 ありがとうございます。分かりました。先生方の御意見、毎回、興味深く拝見しているところでございますが、今ほど話題になりました第二期学校施設整備基本計画の策定についてという部分でも、なかなか先生方の御意見としてもよくやっているけど、なかなか悩ましい問題だよなというふうな評価だったかなと思うのですけれども、37ページの上岡先生のほうから、どのような教育を実践する学校を目指すのかという、教育理念と一体化して計画しているでいいですねというような評価をいただいているのですけれども、上岡先生から、もう少し何かこういうところを評価していただいたというようなことがあれば教えてください。

【村越学校施設計画担当課長】 有識者のほうには、これに当たって、様々審議の資料等も確認をいただいた上での御発言をいただいているという形になっております。主立ったところはこういう内容なのですが、審議を進め方のところでは、その資料の中には、この審議会、どういうふうに進めてきていますよというところも入っておりますので、例えば第2回の審議会の中で、第四期学校教育計画のところをまずお話をした上で、武蔵野市が目指すべき学校教育の在り方というところを把握した上で審議が進んでいるところも御認識をいただいての発言なのかなというふうに認識しております。

以上です。

【大野委員】 分かりました。そういう理念があって、そういう箱物がつくられていくということは大事なかなと思います。審議会、今、検討中のところなので、そこは今後に期待していきたいと思います。

不確定原稿

次に、23ページのインクルーシブ教育のところ、先ほど来、大分お話があって、就学支援のところは以前から、やはり時間がかかるとか、なかなか親御さんの希望と御本人の希望と判定する側の意見等が合わなかったりとか、親御さんたちの意見がうまく伝わらないとか、希望が伝わらなかったり、様々あったところかなと思うのですけれども、ここを強化していただいたということなのかなと思うのですが、発達検査心理士が主たる対応に当たられているということなのですが、そうすると、この方の業務量が増えた、働く時間が長くなったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

【志賀教育相談支援担当課長】 発達検査についてのお尋ねでございます。この就学相談の検査を取るための心理士は、この検査を担当するために採用、任用している職員でございますので、この人たちの今までの職場が教育支援センターにあったものを市役所の教育支援課のほうに移してきているような状況ですので、この方たちの業務時間が増えているということではないです。なので、手続自体を、プロセスを見直して、今までよりも発達検査の結果が出る前の時間を短くすることによって支援につなげやすくしているというような今回の見直しでございました。

【大野委員】 分かりました。常勤でいらっしゃるの、うまく活用しているとか、そういうことなのですね。発達に障害があるということを保護者の方が認められない、認めたくない場合もありますし、通常級で多少大変でも見守ってほしいというような御意見もあったり、様々あるかと思いますが、検査の方がどういうやり取りをされているのか分からないのですけれども、丁寧に納得がいくところまで、時間短縮もちろん、待っている方があまり長く待つてはいけないと思うのですけれども、それぞれの説明については、ぜひ丁寧に、ここは多分、何となく聞いていると、就学相談のところが一番こう、親御さんたちのもやもやが残っているところかなと思うので、ぜひ丁寧に御対応をお願いしたいと思いますが、それについてもう少しあればお願いします。

【志賀教育相談支援担当課長】 就学相談に関してでございます。まず1点、発達検査心理士は常勤ではなくて、アシスタント職員として採用して、その検査だけをやっていただくという形でございます。なので、就学相談自体は、就学相談員という職の者がおりまして、こちらのパートナー職員なのですが、その職の職員が対応しているというような形になります。委員御指摘のとおり、保護者が希望する就学先と、例えば就学支援委員会の判定する就学先が異なる場合もございますけれども、現状は、本人、保護者の意向を最大限尊重するというような形で進めておりますので、そういった就学先の規模が違った場合にも丁寧に面談を重ねながら、可能な限り、可能な範囲で、保護者の方の意向を尊重する形で就学先を決定しているというような状況でございます。

なので、基本的には、保護者の方が入りたくないというような就学先に入るということは、こちらとしては考えていないような状況です。中には通常級でというような御意見をお持ちの方、御意向をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、それは個別のケースに応じて、丁寧に就学相談の手続の中で、対話なり、面談なり、重ねながら進めていっていると、こちらとしては認識しているところでございます。

以上です。

【大野委員】 分かりました。23ページの取組内容の②のところに書いてあるのは、主担当が発達検査担当の方になったのだけど、就学支援については就学相談員の方が一緒に当たられているということ

不確定原稿

ですね。分かりました。

あと、スクールソーシャルワーカーも増員していただいてから非常に様々相談も増えているし、学校にも入り込んでいただいているということなのですか。やはり会計年度さんと言うのですか、やっている方なので、以前聞いたときには結構入れ替わりがやはりあるというようなことでありましたけれども、今のスクールソーシャルワーカーさんの定着率というのはどういう感じでしょうか。

【志賀教育相談支援担当課長】 スクールソーシャルワーカーの定着率というお尋ねでございます。スクールソーシャルワーカー、どうしても福祉の専門職の方たちなので、専門的な知識を生かしているところなどで活躍ができるような人材でございます。なので、本人の御意向ですとか、そういったことによって離職されることはあるかなと思っているところでございます。なので、こちらとしてはなるべく、一度、武蔵野市で働く御意向で入ってこられた方々たちなので長く働いてほしいなという思いはもちろんあります。そういったところもあって、担当のスクールソーシャルワーカーに加えて、チーフスクールソーシャルワーカーの配置を従前からしておりまして、その者を中心にチームとして機能ができて働きやすい環境になるようにというようにことを考えながら進めているところでございます。今後を通じて、また定着率が上がっていくような体制にしていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

【大野委員】 多分スクールソーシャルワーカーの方が与えられている業務というのは結構センシティブというか、繊細な部分が多いと思うので、ぜひぜひ待遇をよくしていただいて、皆さんが武蔵野市で働きたいと思うような対応になるといいなと思っております。

次に、24ページのところの長期宿泊体験活動で、学識の先生方からも非常に武蔵野市の特徴的な事業ですよということで褒めていただいております。24ページの評価の1番のところに、学校へのヒアリング結果から実施地の観光協会等に手配業務を一括して依頼できるようにしたことが、教員の負担軽減に大きく寄与したことが分かったというふうに書いてありまして、以前から、やはり受入れ地のほうもだんだん高齢化しているので、なかなか大変みたいなお話も聞いたことがありましたけれども、この辺の改善がどういうふうに行われているのかお伺いします。

【杉谷指導課長】 セカンドスクールのことについてお答えいたします。今、評価にありました、実施地の観光協会等に手配業務を一括して依頼したという件なのですが、それぞれの地区で、例えば南魚沼市とか魚沼市、あと飯山市戸狩地区とか、各地区に観光協会がございます。観光協会に、いわゆるコースを考えてもらったり、工程を考えてもらったり、行く先々の訪問場所の打合せとか予約をしてもらったりするようなことを委託するような活動しております。それを今まで実は教員がやっていたところもありました。それが教員がやることを減らすことができたので、ここで教員の負担が軽減したというところがございます。ただ、今、委員をおっしゃったとおり、泊まるところの高齢化というのがすごく進んでいるので、そこが一番課題なのかなというふうに捉えているところです。

以上です。

【大野委員】 分かりました。本当に我が市の伝統的な事業でありますので、ただ、先生方への御負担という部分もあろうかと思っておりますので、ぜひ工夫していただきたいと思っております。

不確定原稿

次に、27ページの学びをおくる。今年度から個人と団体に補助金をいただきまして、私も夏に補助金をいただいて、宇宙に振り切った事業をやらせていただきました。時間30ミリの雨が降ってしまって、皆さん、全身びしょぬれになりながらも来ていただきまして、天文学の先生のお話を聞くことができて、大変に面白い企画だと思います。ただ、先生方からは、学びをおくるというのは特徴的な言葉だけど、なかなか理解できない部分もあるのではないかなというふうにもおっしゃられているのですけれども、今年度、まだこれから事業が行われるのであれですけれども、今後、ブラッシュアップをしていくという点で、現時点で考えていらっしゃる事があればお伺いしたいと思います。

【大杉生涯学習スポーツ課長】 御質問ありがとうございます。また、お申込みいただきまして、ありがとうございます。学びおくりあいの補助金を昨年、この設定をしまして、今年度から事業を行わせていただいております。様々、学びおくるということで、いろいろな方たちからお申込みもいただきまして、実際にその学びをおくって地域をつなげていくということに一步でも踏み出せたかなと思っております。中身としましては、簡単にL o G oフォームなどで申込みができるようにしたというところもある反面、内容を、申込みいただいた後に精査して、やり取りしてというところは事務としての課題としてはありまして、なので、申請していただいた後に今後また、後期も行おうと思っているところなのですけれども、申請をいただく際に、学びおくりあいの事業の理念にどのように合っているかということで、動機だったり、内容について記載していただくというようなことをブラッシュアップとしてはやっていきたいと思っております。今年度初の事業ですので、また来年度以降もどんどん申請していただく方が増えるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

【大野委員】 私の地域では大変好評でしたので、ぜひ続けていただければと思います。

次に、図書館のことを少々お伺いしたいのですけれども、31ページから34ページに様々研修に力を入れていただいているということがあります。有識者の先生からのお言葉でも、36ページのところで、図書館を居場所として捉える観点が非常に一層重要になっていくのではないかなというようにも出ておりまして、私、結構ずっと文教委員会にいますのですけど、毎回、文教委員会の10月の視察でいろいろな地域の図書館を見させていただいているのですけれども、本当に今、図書館がいろいろなふうに進化していて、もう昔はちょっとでもしゃべると、シーツみたいな感じでしたけど、今はもうしゃべるのもオーケー、カフェも併設みたいところが本当に増えていて、居場所機能とか、調べ物については、今、生成A I とかが非常に発達しているので何とかについてまとめてと言うと、生成A I がガーッとデータをリンクもつけて出してくれるような状態なので、ちょっとずつ図書館の在り方というものも変わっていく部分もあるのかなと思っているのですけれども、その辺の図書館の在り方みたいな部分について、現時点で構想されているものとかをお伺いいたします。

【森本図書館長】 図書館の在り方という非常に広い部分、御質問いただいたかなというふうに思っております。委員御指摘いただきましたとおり、図書館は今非常に変わっているというか、どんどん新しい図書館が、施設の大体更新時期に来ている図書館が多いので、そういった今の時代に合わせたといえますか、そういった図書館というのが増えているかなというのは私も実感しておりまして、私のほうでも新しい図書館ができると、私だけではないのですけれども、図書館の職員で、実際その現場を見

不確定原稿

て、こういった取組がされているかというのを現地で体感するというのは非常に大事だなというふうには思っているところで、そういった場にどんどん出て行って、知識を積んでいくというところを取り組んでいるところでございます。

実際の取組といたしましては、やはりこれまでの一般質問などでもありましたけれども、図書館という場がやはり居場所というところの割合というのが、従来の本の貸し借りだけの図書館というところから大分変わってきたというところは実感しております、そういったところにやはり力を入れているというのは図書館としては考えているところでございます。居場所としてきちんと機能するというところが今の時代の要請かなと思っておりますし、最近、一般質問でもいただきましたけれども、図書館内の会話みたいなのところについても、これは従来からあまり変わっていないですけれども、それほど厳しく言わないといえますか、そこの辺りはある程度アドバンテージを見ながら、その状況を見ながら、皆さん、使っていただく方が気持ちよく、いい場所として使っていただけるような形を考えて対応しているところでございます。

今後の図書館は、そういった今の時代に合わせてだんだんやはり変わってきているところがございます、図書館のほうで図書館基本計画という大きな計画を持っておりますけど、そこをベースに事業のほうを組み立てておりますけれども、そこがそろそろ次の計画が見えてきているような状況になっておりますので、そういった計画、次の計画の中でもそういった色を出していくところかなというふうに考えているところでございます。図書館で持っております図書館協議会のほうでもそういった御意見のほうを毎回いただいているところでございますので、そういった御意見を踏まえながら、次の図書館について定めていくというところを今後やっていくというふうに考えております。

以上です。

【大野委員】 ありがとうございます。ぜひお願いします。図書館に行ったときに、やはり司書の方のセンスといいますか、見せ方みたいな、資料の見せ方みたいな部分が、すごく大きいかなというふうに思うのです。司書の方の人数というのですか。図書館はなかなか課題だったと思うのですが、職員の方はどんどん数年置きに異動されてしまうので、会計年度さんが司書になってくれればという部分もあったかと思うのですが、現在の司書の方の配置はどういうふうになっていますでしょうか。

【森本図書館長】 司書の配置というところでございますけれども、御指摘のとおり、特に中央図書館なのですが、図書館はやはり、先ほどの質問にもありまして、長く図書館で勤務している職員というのが多くて、その職員というのが中央だったり、吉祥寺だったり、そこが建つときに司書採用をして入職したという職員というのが多く残っている状態で、そこが長く職員、図書館を支えてきていただいたというところを考えております。その世代の図書館員がちょうど退職をどんどんしていつているというような時期に差しかかっておりまして、やはりその辺り、専門性の維持というところで、これはずっと図書館としては課題だなと思っておりますし、そのための計画としても人材育成計画を持っておりますので、そういったところで対応しておりますけれども、やはりその知識の継承、あとは経験というところを次につないでいくというところが非常に大きなところかなというふうに思っております。

やはり図書館サービスを行いますので、そのサービスのレベルを落とさないというところで、そこ

不確定原稿

をどう、人が替わっても同じレベルでサービスをつないでいくか、それをさらに上げていくかというところは非常に重要なこととおもっておりますので、そういったところをきちんとつないでいけるように人材育成のほうと、後は、先ほども出ましたけれども、人材の配置のほうに関しては人事異動で配属がされますので、その中でこれまでの経験も生かしていただいて、ただ、外の風も入れるといいますか。その他課での経験もやはり図書館の中で生きるという部分、人のつながりも含めまして、ありますので、そういったところも生かしていきながら、図書館サービスが向上するようというふうに思っているところでございます。

【清水統括指導主事】 申し訳ございません。先ほど下田委員から御質問いただきました、時間外在校時間数、教員の割合のところなのですけれども、訂正させていただいてもよろしいでしょうか。実は給特法の前は、週当たりの在校時間が60時間を超える教員数の割合ということで調べておりまして、先ほど答弁させていただいたものは、そちらの60時間を超える教員数の割合でした。それは2%程度だったのですけれども、給特法以降、こちらに記載させていただいておりますとおり、1か月の時間外在校時間が45時間を超える教員の割合ということで調べております。そちらですと、令和6年度から令和7年度に小学校では10%減っております。中学校では5%減っておりますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

【山崎委員】 よろしくお願ひします。まず15ページの事業2、地域と連携した部活動の推進なのですが、これは保護者の方から、拠点校があつて、自分の学校に部活がない子が拠点校に行くというときに、拠点校で何か学校行事があるときは部活が中止になってしまう。要は、ほかの学校、拠点校に行く。自分の学校の行事のときにも、部活に行けないということで、拠点校ではない部活の参加がちょっとフルに参加できない状況があるのだよという話を聞きましたが、実際にそういう状況があるのかと、そういう状況がある場合、今後どのように考えているか、お聞かせいただけますでしょうか。

【杉谷指導課長】 今、委員からお話があつた、部活動がある、拠点校部活動の件につきまして、多分、運動会があつたり、体育祭があつたり、そのほか、合唱コンクールがあつたりとかそういうときに、部活動があるか、実施できるかという話だったかと思ひます。その話については、今、話がこちらに届いているかという、実際は届いてはひません。ただ、そういうようなことは多分、これから実施していく上で考えていかななくてはひけない課題かなというふうに認識しておりますので、今のお話を受けて、改めて実態もしっかりと押さえながら対応していきたいと思ひます。

【山崎委員】 ぜひとも、拠点校方式自体はすばらしいものだと思います。自分の学校で部活がなくてもできるし、それこそ1校単位はなかなか難しいけれども、複数校だったらこういう新しい部活できるというのも今後検討できるものだと思うので、ぜひとも、より子どもたちが良い参加ができるようにいろいろ研究していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、16ページ、事業3の教育相談体制の充実と不登校対応の充実。ここで、先ほど、学校の先生との話のことはあまり書いていないよねということがありましたが、学校の先生だけではなくて、フリースクールの件も書いてなくて、やはり不登校対応となると、どうしても、フリースクールに通う子どもが多くなつてきて、そうするとフリースクールとのいろいろな密なやり取りとかそういうのも必要になると思うのですけれども、その辺りはどうなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

不確定原稿

【志賀教育相談支援担当課長】 フリースクールについてのやり取りについての御質問でございます。フリースクールに関しましては、スクールソーシャルワーカーが例えば個別に支援しているお子さんや保護者の支援の際に同行したりであるとか、その際にフリースクールの担当の方とお話をしながら、意見交換などしながら情報を持って帰って、それをまた、学校であるとか、必要としている保護者の方に情報提供したりだとか、そういったやり取りは日常的に行っているという認識でございます。

【山崎委員】 ぜひとも、その辺りをやっていて、いろいろ成果もあるのであれば、その部分を書いていただけると、より通っている子たちだけではなくて、今、フリースクールに通っていない子も、ああ、フリースクールに通うといいのだなということで、そういうふうな視野が広がる一つの要因になると思いますので、ぜひともその辺りお願いいたします。

続きまして、20ページの事業6、第二期学校施設整備基本計画の策定の部分なのですが、こちらの評価の部分で、小・中学校の適正規模について、1校12から18学級にまとめた、その上で第二期計画中の改築を予定している適正規模に満たない中学校2校、第二中、第六中についてと書いてあるのですが、これは、第二中は12学級で適正に達していると思うのですが、その辺り、どうなのでしょう。

【村越学校施設計画担当課長】 適正規模の御質問、ありがとうございます。今回、中間まとめのところで、適正規模のところ、二中と六中、審議をいただいておりますが、確かに現時点では適正規模を満たしている学校になるかと思います。第2回の後、第3回の審議会の際に、人口推計、やはり学校施設を一回建ててしまうと、この後60年以上使っていく施設になっていきますので、今この時点の学校だけではなくて、これから先の長期的な視点での学校というところを見ていかなければいけない。人口推計のところを見た上で、人口推計は一応20年先までということを見させていただいておりますが、その時点でいうと、二中についても、六中についても、審議会ですらまとめた適正規模を下回る場所が見えているというところで審議の対象とさせていただいているところで審議が進んでおります。

以上です。

【山崎委員】 その辺り、多分正確に書かないと、あれっ、事実と違うぞというふうになってしまうと、その辺り、前段の信憑性が怪しくなってしまうので、ぜひとも将来推計を見据えて、適正という部分、ぜひともそういうところ、気をつけていただけると助かります。

続きまして、28ページの事業13、誰もがスポーツを楽しめる機会の創出ということで、本当に Sports for All アーバンスポーツイベントで、様々な新しいスポーツの体験をする機会なども武蔵野市は提供して、素晴らしい取組をいただいているなと思っております。その中でまた、ARスポーツ、コンピューターと実際に体を融合しているスポーツなども取り組んでいて、そういう意味ではコンピューターとのスポーツの統合もあるのですが、純粋なeスポーツのことについて書かれていなくて、その辺り、今はもうeスポーツもかなり言葉自体も定着して、いろいろeスポーツが行われている状況ですが、eスポーツは、ここに含めるような考えでいるのか、それとも、eスポーツはやはり別のものと考えているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【茂木スポーツ推進担当課長】 ありがとうございます。委員もイベントに来ていただいて、楽しんでいただいております。ここで言うARスポーツは、拡張現実で体を動かすスポーツとの

不確定原稿

融合のARスポーツという形で載せております。eスポーツなのですが、言葉の定義がまだ確定していない部分なのと、スポーツ推進計画の中でも、体を使った、体の動きを伴うデジタルスポーツとしての記載をしてございますので、例えば、対戦型で町おこしをやられたりと、いろいろやられていると思いますけど、そういったものは含めないような形でここは考えている状況でございます。

以上でございます。

【山崎委員】 分かりました。この事業自体には含まれないということで理解しました。

最後に事業15の30ページです。歴史公文書と文化財の保存・利活用の推進というところで、一つが、いろいろな歴史文書から来て、やはり、中島飛行場の話なども出てきているのと、もう1個が、緑の樹木の天然記念物の登録などの話が出ていますのですけども、これは、この2つが書かれているならば、震災樹木、戦争のときに被害を受けた樹木もそういう登録をして、そういうふういろいろなホームページで公表していたりとかしているのですけども、そういうことについては何か検討がなされることがあったとか、今後考えるとあるのでしょうか。そちらをお聞かせいただけますでしょうか。

【吉田歴史文化財担当課長】 御質問ありがとうございます。震災樹木につきましては、広島、長崎のほうでもそういう動きがあったりですとか、お話は出ています。運営委員会ではないのですが、文化財について文化財保護委員の方の会議がございまして、そういった中では出てくることはあるのですけれども、今、具体的に何か、どの樹木をとということについては、具体的な議論にはなっておりません。ただ、市の文化財指定もございまして、今、天然記念物等については登録というような形も取っておりまして、従来とは違うような文化財の取扱いの仕方も考えていこうということで取扱いを検討しておりますので、そういった中の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

【蔵野委員長】 これにて質疑を終わります。

【蔵野委員長】 次に、委員会視察についてお諮りいたします。お手元配付のとおり決定したいと思います。今後、日程等に変更があった場合の対応については、正副委員長に一任していただくことを含め、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【蔵野委員長】 異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の文教委員会を閉会いたします。

○午後 2時45分 閉 会